

砥 部 町 議 会  
平 成 26 年 第 2 回 定 例 会  
会 議 録

平成 26 年第 2 回砥部町議会定例会（第 1 日） 会議録

招集年月日	平成 26 年 6 月 12 日	
招 集 場 所	砥部町議会議事堂	
開 会	平成 26 年 6 月 12 日 午前 9 時 30 分 議長宣告	
出席議員	1 番 小西昌博            2 番 古川孝之            3 番 菊池伸二 4 番 松崎浩司            5 番 佐々木隆雄        6 番 森永茂男 7 番 面岡利昌            8 番 大平弘子            9 番 政岡洋三郎 10 番 山口元之           11 番 西村良彰           12 番 井上洋一 13 番 土居英昭           14 番 中島博志           15 番 平岡文男 16 番 三谷喜好	
欠席議員	なし	
地方自治法 第 121 条 第 1 項の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長                      佐川 秀紀            副町長                      上田 文雄 教育長                    武智 省三            総務課長                    松下 行吉 広田支所長               佐伯 修二            企画財政課長               大江 章吾 戸籍税務課長            門田 伸介            会計管理者                 大野 哲郎 介護福祉課長            重松 邦和            保険健康課長               相原 清志 生活環境課長            柿本 正              産業振興課長               萬代 喜正 建設課長                  白形 敏明            国体推進課長               西松 伸一 学校教育課長            坪内 孝志            社会教育課長               前田 正則	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 丸本 正和 庶務係長        中山 晃志	
会議録署名	議長は、会議録署名議員に次の 2 名を指名した。	
議員の指名	4 番 松崎 浩司    5 番 佐々木隆雄	
傍聴者	23 人	

平成 26 年第 2 回砥部町議会定例会議事日程 第 1 日

・開 会

・開 議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

日程第 6 議案第 32 号 財産の取得について

・散 会

平成 26 年第 2 回砥部町議会定例会

平成 26 年 6 月 12 日（木）

午前 9 時 30 分開会

○議長（面岡利昌） ただいまから、平成 26 年第 2 回砥部町議会定例会を開会します。町長から招集の挨拶があります。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 皆さんおはようございます。まずはじめに、去る 6 月 8 日に桂宮宜仁親王殿下がご逝去されました。この場をお借りいたしまして、心から哀悼の意を表したいと思えます。それでは平成 26 年第 2 回定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。町内各地でホテルが幻想的な光を放ち、初夏の訪れを感じる季節となりました。議員の皆様におかれましては、公私ともに何かとお忙しい中ご出席を賜り、ご提案させていただいております案件につきまして、ご審議を賜りますことに対しまして、厚くお礼を申し上げます。先般第 39 回全日本愛瓢会総会展示会愛媛県砥部町大会が文化会館で開催され、名誉総裁を務められておられます秋篠宮文仁殿下が視察にお越しになり、全国から集められた 270 点の作品を 1 点 1 点丁寧にご覧になられました。私も作品を拝見させていただきましたが、これが本当にひょうたんなのかと思わせるほどの大物作品から、ミリ単位の細かい細工が施されたひょうたんまで、はじめて目の当たりにしたひょうたんの芸術性の高さには、本当に驚かされました。また殿下には、砥部焼伝統産業会館もご視察いただき、本町が誇る伝統的工芸品砥部焼にも触れていただきましたことは、大変光栄でありました。さて梅雨に入り、うっとうしい時期が続いておりますが、七折地区では、まさに七折小梅の収穫が終盤を迎えております。今年は霜などの影響で収穫は例年より少ないようですが、品質は高く上々の出来栄えとお聞きしております。一方、県内の生産量が日本一となっておりますキウイフルーツでは、国内でこれまでに報告例のなかった感染症が県内で発生し、現在でも被害の拡大が続いております。幸いにも町内にある約 34 ヘクタールの園地では、感染の報告は挙がっておりませんが、いまだ沈静化の見通しは立っておらず、1 日も早い感染源解明と予防対策の強化を願うところであります。ところで、いまや国民的行事となりましたサッカーの祭典ワールドカップブラジル大会が、日本時間で明日開幕します。日本は 5 大会連続の出場で、県内関係では、西条市出身の長友佑都選手が 2 大会連続で選ばれ、また 3 年前に愛媛 FC でも活躍した斎藤学選手も初選出されています。県内関係の選手が世界の大舞台で活躍する姿を見られるということは、将来を夢見る子供たちに与える影響も大きく、ひいては 2017 年の愛媛国体、2020 年の東京オリンピックの糧になることを期待しております。また先般、愛媛国体で本町での開催が内定しておりますバドミントンで、日本男子チームが国、地域別対抗戦の世界大会で初優勝されました。この歴史的快挙は、バドミントン元日本代表の潮田玲子さんもサッカーのワールドカップで日本が優勝するようなものと喜びを表現しておられました。本町にとりましても、3 年後の愛媛国体開催に向けてますます機運が高まるものと大変喜ばしく思っております。本町における国体の組織体制も、今年度から所管課を教育委員会から、町長部局

に移管するとともに、国体準備係から国体推進課に昇格させ、本格的な検討準備に向けて万全な体制づくりに取り組んでおりますので、議員各位におかれましても、今後ともご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。さて今年度は、17年ぶりの消費税増税とともに始まりました。先日、政府が4月の全国消費者物価指数を発表しましたが、増税の影響を反映して、バブル期以来の大幅な上げ幅となったようです。物価高のあおりと増税前の駆け込み需要の反動などで、家計の支出は大きく落ち込んでおりますが、雇用情勢は増税後も改善を続けており、企業では景気の回復基調は底堅いと見ているようであります。地方経済におきましても、安倍政権が打ち出した政策戦略3本の矢から1年が経過し、緩やかな景気回復がみられますが、県内の中小企業への恩恵はまだまだ全国と比べると小さいのが実情であります。いずれにいたしましても、政府による成長戦略がさらに推進されていくことを強く期待しつつ、本町への影響等についても注視しながら、万全の対応を図ってまいりたいと考えております。それでは、本定例会に提案させていただきます議案について申し上げます。出資法人等の経営状況の報告が3件、平成25年度繰越計算書の報告が4件、専決処分の承認が2件、財産の取得が1件、条例の一部改正が1件、補正予算が2件、合わせて13件となっております。いずれも詳細にご説明申し上げますので、何とぞ慎重審議により、ご議決ご承認をいただきますようお願い申し上げます。以上で開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） これから、本日の会議を開きます。

~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（西岡利昌） 日程第1会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、4番松崎浩司君、5番佐々木隆雄君を指名します。

~~~~~

### 日程第2 会期の決定

○議長（西岡利昌） 日程第2会期の決定についてを議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、去る6月3日開催の議会運営委員会において、本日から20日までの9日間としております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。よって会期は、本日から6月20日までの9日間に決定しました。

~~~~~

### 日程第3 諸般の報告

○議長（西岡利昌） 日程第3諸般の報告を行います。まず、地方自治法第121条第1項の

規定により、町長以下関係者の出席を求めましたのでご報告します。次に、監査委員より4月末日の例月現金出納検査について、良好であった旨の報告がありました。次に議員派遣の結果について、16人の議員全員を派遣し、2月28日に第5回議会報告会、6月2日に第6回議会報告会を中央公民館にて開催し、それぞれ約30名の参加がありましたのでご報告します。

以上で諸般の報告を終わります。



#### 日程第4 行政報告

○議長（西岡利昌） 日程第4行政報告を行います。本件については、主要な事項について報告を求めます。上田副町長。

○副町長（上田文雄） 3月定例会以降の行政を報告をいたします。お手元にお配りしております行政報告をご覧ください。1ページをご覧ください。総務課危機管理の関係でございますが、（1）春季火災予防防火パレードでございます。3月3日消防団員28人が参加し、町内全域を対象にパレードを実施しました。それから（2）砥部町水防工法訓練でございますが、5月18日、砥部町八倉の重信川河川敷において、消防団員206人が参加し、水防工法訓練を行いました。（3）土砂災害・全国統一防災訓練でございますが、6月8日、土砂災害と洪水被害を想定した地域限定の避難訓練を実施しました。土砂災害は、万年、川上、川中、川下、岩谷区を対象に行いました。洪水被害は八倉、重光、拾町、八瀬、県団地、高尾田区を対象として行いました。地域住民と消防団等関係者277人の参加がありました。

続きまして企画財政課でございますが、（1）落札の状況でございます。2月1日から5月30日までの落札の状況でございます。設計金額の総額が2億8,353万5千円でございます。落札総額が2億3,756万3千円。落札率が83.8%でございます。内容につきましてはご覧のとおりですが、建設工事が23件、建設コンサルタントが5件、その他の委託業務が17件、物品購入が12件でございます。2ページをご覧ください。（2）財務会計システムの更新でございます。平成17年度から使用していましたシステムを公会計対応に変更するため、プロポーザル方式により業者を決定いたしました。契約金額は3,751万9,200円で、株式会社愛媛電算と契約をいたしました。（3）普通財産の売払いでございますが、砥部町拾町880番地2、357.56㎡の地目宅地を一般競争入札により売却をいたしました。売却金額は1,250万1千円でございます。有限会社川上住宅に売却をいたしました。

続きまして介護福祉課でございますが、臨時福祉給付金の関係でございます。5月30日、臨時福祉給付金を支給するための給付対象確認の案内文書を全世帯に発送いたしました。申請受付期間は7月1日から9月30日まででございます。

続きまして産業振興課でございますが、砥部焼まつりの関係でございます。31回目を迎えました砥部焼まつりが4月19日、20日の2日間、陶街道ゆとり公園を主会場に開催されました。県内外から約8万人が訪れました。

続きまして生活環境課の公共下水道の関係でございますが、平成25年度からの繰越分の進捗状況でございます。①中央幹線管渠敷設工事12工区、面整備でございます。原町でございますが、進捗状況5月末現在で95%でございます。②下水道舗装復旧工事その1、舗装工でございます。高尾田でございますが、進捗状況5月末現在で5%でございます。

3ページをご覧ください。続きまして水道事業の関係でございます。同じく平成25年度からの繰り越し分の進捗状況でございます。①砥部町上水道第8次拡張事業、導水管送水管布設工事、それから第2第3水源改修工事でございますが、進捗状況は5月末現在75%でございます。②南ヶ丘地区配水管布設替事業でございます。進捗状況は5月末現在で87%でございます。公共下水道工事に合わせて布設替えを進めているため、25年度事業分を繰り越しているものでございます。

続きまして学校教育課の関係でございますが、2014全日本ジュニアスキー選手権大会の関係でございます。4月2日、3日の両日、北海道のルスツリゾートで行われました全日本ジュニア選手権大会スノーボード競技アルペン種目の小学生男子の部において、現在砥部中学校の1年生、当時麻生小学校の今井凌さんが優勝しました。砥部町表彰規則に基づきまして、いきいき砥部大賞を6月18日に贈呈する予定でございます。続きまして(2)平成26年度の学級編成の状況です。5月1日現在でございます。①保育所でございますが、総園児数246人。前年と変わりございません。部屋数19室、同じく前年と変わりございません。②幼稚園でございますが、総園児数193人。前年に比べまして46人減でございます。部屋数9室、前年に比べまして2室減でございます。③小学校でございますが、総児童数1,222人。前年に比べまして8人増でございます。学級数56学級、前年と変わりございません。続きまして④中学校でございますが、総生徒数561人。前年に比べまして19人減でございます。学級数は17学級で前年に比べまして2学級減でございます。詳しくは次のページ、4ページをご覧ください。4ページと5ページにそれぞれ年齢別、学級別の編成を載せておりますので、ご参考にしていただけたらと思います。

続きまして5ページの中ほどを見ていただけたらと思います。社会教育課の関係でございますが、(1)坂村真民記念館開館2周年記念特別企画展、小池邦夫と坂村真民の世界でございますが、3月11日から6月1日まで開催いたしました。5,090人の来館がありました。また6月7日からは、次の企画展、砥部時代の坂村真民を開催しております。(2)平成26年度第1回坂村真民記念館運営協議会でございますが、5月30日に開催をしまして、平成25年度の事業報告及び平成26年度の事業計画等について協議いたしました。(3)第39回全日本愛瓢会展示会・総会でございますが、6月5日、6日の2日間、文化会館で開催されました。全国から270点の作品が出品され、多くの方が来館されました。また、5日は秋篠宮文仁殿下を文化会館と砥部焼伝統産業会館にお迎えしました。以上で行政報告を終わります。○議長(面岡利昌) 以上で、行政報告を終わります。

日程第5 一般質問

〇議長（西岡利昌） 日程第5一般質問を行います。質問は一問一答とし、質問時間は35分以内に制限しておりますので、要点を簡潔に要領よくまとめて質問されますよう、議員各位のご協力をお願いします。また、理事者におかれましては、議員の質問に対する確認等がございましたら、先にその旨を告げ、議長の許可を受けてから発言してください。それでは質問を許します。1番小西昌博君。

〇1番（小西昌博） 皆さんおはようございます。1番小西昌博です。議長の許可をいただきましたので、2点質問させていただきます。何分不慣れでお聞き苦しいところがありましたら、どうかご容赦いただきますようよろしくお願いいたします。まず1点目の質問ですが、2011年3月11日の東日本大震災以降、日本各地で地震についての議論が高まり、四国沖にある南海トラフ大地震が30年以内に60～70%、50年以内に90%以上の確率で起こりうる可能性があるという新聞、テレビ、雑誌などでたびたび取り上げられるようになりました。本町におきましても、避難所、一時避難所、災害時要援護者避難所等が設置、確保されており、また、地域防災組織の結成率も平成26年4月1日現在99.7%で、町民の防災に対する認識の高さがうかがえるように思います。そんな中、麻生地域の避難所の一つになっております麻生小学校ですが、正門から運動場に至る進入路沿いには、夏には子どもたちに木陰を提供してくれる庭木等があり、離合も出来にくく、大型の、失礼しました、緊急の大型車両がスムーズに進入できないように思われます。そのためには、町道高尾田・宮内線から緊急の大型車両が体育館までスムーズに侵入できるような通路が必要だと思いますが、町長のお考えをお聞かせ下さい。

2点目の質問になりますが、麻生地区にあります麻生児童館は、両親が共働きの家庭が増え、休館日以外の日は多くの子どもたちの声が聞こえる場所となっております。昭和46年の建設から42年が経ち耐震問題がささやかれる中、将来を担う子どもたちのいる時間帯に地震により崩壊というようなことは絶対にあってはなりません。耐震の確保もないままに、幼児とその保護者を対象に子育て支援事業として、毎週木曜日には幼児クラブ、金曜日には親子クラブが開催されております。親子の遊び、友達との集団遊び、保護者同士の情報交換など子育て支援の場所になっています。また、教育の一環であるトイレのしつけにおいては、子供と保護者、もしくは先生の二人が入るには十分な広さがないために苦労しているともお聞きしました。将来を担ってくれるであろう子どもたちが伸び伸び遊べ、教育できる場所の一つである麻生児童館の耐震とトイレも含めた施設の充実について、今後をどのように考えておられるか町長のご意見をお聞かせ下さい。

〇議長（西岡利昌） 佐川町長。

〇町長（佐川秀紀） 小西議員のご質問にお答えします。はじめに、麻生小避難所大型車両進入路についてのご質問ですが、麻生小学校の正門から運動場に入る進入路は、有効幅員で6メートルございますが、ご指摘のように大型車の離合は困難です。ただ、実際に避難所を



開設することとなった場合、避難誘導、情報伝達、応急救護のため町職員、消防職員、消防団員を配置し、必要により警察官の配置を要請しますので、これらの措置により、大型車両を入れる場合にも適切に誘導できるものと考えております。現時点では、大型車両が離合できるまでの新たな進入路を整備する考えはございません。

次に、麻生児童館の耐震対策と今後についてのご質問ですが、麻生児童館は、昭和46年3月に高尾田集会所との複合施設として建設され、すでに40年以上が経過し、老朽化しております。これまで平成22年10月には麻生小校区への児童館建設要望の署名をいただき、その後、佐々木議員さんからは、要望書の回答について一般質問もございました。しかし、高尾田区の集会所利用の問題や児童館の敷地が借地であることなどの理由から、現施設での建て替え、移転については、なかなか前向きには進んでまいりませんでした。このたび、高尾田区の集会所が近隣の場所へ建設されることとなりましたので、これを機に、耐震問題やトイレの不便さ等を加味して早急に検討を行いたいと考えております。また、児童館の認知度、利用者、利用希望についても、先に実施しました子ども・子育て支援に関するニーズ調査において、非常に高いものとなっておりますので、地元住民や利用者の声を十分にお聞きしながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。以上で、小西議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 1番小西昌博君。

○1番（小西昌博） 今ほど町長さんは、現在の進入路を使用したらどうかというご意見でしたが、愛媛県の自主防災組織活動マニュアルによりますと、ひと月後の地震の避難者は砥部町で4,085人と想定されております。また、麻生小学校、麻生校区には7カ所ぐらいあるんですが、最大の避難所があります麻生小学校には、周辺住民5千人の内、まあ千人程度が避難してくるわけですよ。また、その中でも特に昔、ちょっと古い家を、耐震問題があるような家の高齢者の方、耳の不自由な方、小さな子どもさんが避難してくると思われるんですが、その横を、警備員とかつけるとおっしゃられましたが、その横を大型車両とか、まあ遊び盛りの子どもさんでしたらどいたらいいんですが、ぽっと横に飛び出てくる可能性なんかもあると思うんですが、その点、町民のこの防災意識の高い時に、早急に調査を含めた検討はされてはどうですかと思うんですが、もう一度お答えをお願いします。

○議長（西岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） ただいまのご質問でございますけれども、この件につきましては、現在の議長の西岡議長さんからも私の方にも来られまして、進入路の問題についてお聞きをしておりますし、現在の正門につきましては、6m以上あるというふうなことで、前面道路も広いということで、車両の進入については入れるのではないかというふうに認識をしておりますけれども、高尾田区といたしましても、いろんな観点から進入路の問題というのは、お聞きしておりますので、このことにつきましては、災害も含めていろんな角度で検討をしてみたいと思っております。

○議長（西岡利昌） 1番小西昌博君。

○1番(小西昌博) 1点目の進入路については、前向きなご回答を少し頂いた気がしますので、この点は、これで1回終わらせていただきます。すみませんちょっと待ってください。すみません。続いて2点目の質問なんです、少し前向きな手入れとか充実なんかも言われて検討とかって言われたんですが、27年度から、関連があると思うんですが放課後児童クラブなんかも対象範囲が6年生まで拡大されて、児童館自体の運営が少し規模的にも小さくなったりもするんじゃないかと思うんですが、前向きなお答えをいただいたんですが、子どもが、子どもの保護者が安心して安全に住める、砥部に住んで良かった、また子どもを産みたいというような町づくりをするためにも、産んだ後に預けて働けるような、預けてって言うたら失礼にあたるんですが、すみません、預けて働けるいうかどう言ったらいいんですか、小学校が終わった後、幼稚園が終わった後に、そこに子どもを行かせていけば安心して働ける、そういうふうな感じで町民、保護者がそんなふうに思ってるような感じもあると思うんですが、私ら小さい時のようにどこにも広場があったり、田んぼがあって田んぼの中で野球をしたりキャッチボールをしたりという時代じゃないんで、今はもうそういう場所も家が立ち並び、そういう場所も減ってきてると思うんですよね。ですから今の場所も含めた、どう言ったらいいんですか、ちょっと考え方で、違う場所、色々な面があると思うんですが、もう少し広い場所で、子どもも外で遊べる、今の児童館でしたら、例えばその場所に建て替えたとしても、先々建て替えたとしても、広さもないし、近隣住民の問題もあると思うんです。ですからそういうふうな早急にそういうことはできないと思うんですが、ほんとに保護者が砥部町に住んで良かったと思えるようなためにも、今すぐじゃなくてもその児童館のいい感じのことをご検討願いたいと思うんですが、もう一度すみませんよろしくお願いします。

○議長(西岡利昌) 佐川町長。

○町長(佐川秀紀) ただいまの小西議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。小西議員さんおっしゃられましたように、これからの少子化の問題につきましては、私も十分憂慮をしておりますし、この児童館につきましては、現在高尾田の集会所と併設をしておるというふうなことで、新しく集会所が建て替えられるというふうなことで、児童館の機能のみを残すというふうな形になるかと思うんですけれども、もちろん耐震の問題でありますとか、トイレの回収の問題でありますとか、こういったことにつきましては、児童館として利用する限りには検討をしていかなければならないと思っておりますし、先ほどお話されましたように、面積の問題、また広場の問題等がございますので、この児童館のあり方につきましては、十分現在の場所、またその他の場所、いろんな形でこの問題については町としても取り組まさせていただきたいというふうに思っておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(西岡利昌) 1番小西昌博君。

○1番(小西昌博) なかなかお金の面とかいろいろあって難しいと思いますが、できれば、3年ぐらい前にも3年後ぐらいには麻生児童館を、と言ってちょっとお聞きしたんです。そ

れがたまたま、先ほども町長さんが言われました要望書を提出して、前町長さんの質問に、前町長さんが佐々木議員の質問に、という話もあられたと思うんですが、それからでもはや3年。その時はまだ町長さん、佐川町長、町長ではなかったと思われるんで、詳しい踏み込んだ話は知らなかったと思いますが、もう、それからもう3年経ってるんで、本当に本当にもう、高尾田区じゃなしに、麻生校区の子どもさんらもそういう所で保護者が遊ばせたくないというの少しはあると思うんですよ。ですから早急な、本当、前向き前向きって、もう少し踏み込んだご返事が欲しいんですが、難しいでしょうか。

○議長（西岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） ただいまのご質問でございますけれども、質問につきましては麻生児童館というふうなことの質問かと思っておりましたら、拡大をしていただいておりますので、十分、福祉会館、麻生校区に福祉会館的なことも町も長期計画の中で検討しておりますので、そういった中で、いろんな、まあ児童館ということじゃなくって、お年寄りから子供たちが集えるようなものというふうなことも総合計画の中でも入っておりますので、十分検討をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（西岡利昌） 1番小西昌博君。

○1番（小西昌博） 先ほど町長さん言われたように、確かにそうなんですよね。場所的には、例えば広い場所に移動して複合施設、シルバーさんも入れたりそういうふうな方向性もあると思うんで、また、2つの質問について、もうこの麻生児童館の問題についても終わりますが、2つの質問について大いに検討していただき、町民にとって安心安全な、住んでみたい町、住んで良かったと言われるような町になるようにしてください。よろしく願います。どうもありがとうございました。

○議長（西岡利昌） 小西昌博君の質問を終わります。次に、5番佐々木隆雄君。

○5番（佐々木隆雄） 2番佐々木隆雄でございます。議長のお許しを得ましたので、私は3点準備をさせていただきました。まず第1点目は、今連日のように各マスコミでも報道されておりますが、集団的自衛権の行使の容認について、確かに国政レベルではあるんですが、やはり私たちの将来にわたって非常に重要な問題でもあるということも含めて、町長にお伺いをしたいということで、準備いたしました。少し長くなりますが、読ませていただきます。安倍晋三首相は、歴代内閣が集団的自衛権の行使は許されない、としてきた憲法解釈を変え、解釈改憲の動きを強めています。実は、集団的自衛権について定めているのは国連憲章で、国連加盟国に対して武力攻撃が発生した場合、加盟各国には個別的自衛権とともに集団的自衛権がある、というふうにしています。個別的自衛権とは、武力攻撃を受けた国が自分の国を守るため、これを排除する権利であり、これに対して、自分の国は武力攻撃を受けていないのに、外国に加えられた武力攻撃を阻止する権利が集団的自衛権というふうにされています。そして、集団的自衛権の発動とは、武力攻撃を受けた外国を守るため、自国の軍隊を海外に派遣し、武力攻撃を仕掛けた国と交戦することであり、日本がこれを行使できるようになれば、自衛隊は海外に攻め込むアメリカと一緒に、その国に攻め込むことができる

ようになってしまわないか、というふうな指摘もあります。安倍首相は、行使は日本の安全に重大な影響が及ぶ場合に限ると言いますが、この判断基準があいまいで、政府の解釈次第で行使の範囲も広げられる内容になっているようです。このようなことは、戦争放棄、戦力不保持を定めた憲法9条をどう解釈しても認められないと私は思います。町民の中には日本が戦争に巻き込まれるのではないかというふうな不安をもつ人もたくさん多いようです。それを裏付けるような、ちょうどこの一般通告を出した当時の各種の調査でも、反対が賛成を上回っております。たとえば日経新聞では、憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使容認について、賛成が28%、反対が51%。朝日新聞では同様なことで賛成28、反対55。毎日新聞でも憲法解釈の変更について、反対が56%。共同通信社でも行使容認賛成34%、反対51%。このようなデータが紹介されておりました。冒頭も言いましたように、住民の命と暮らしを守ることが使命である町長は、この集団的自衛権に関してどのようなお考えか、これを第1点目の質問といたします。

2点目は、介護制度が変更になる可能性が極めて強くなっておりますが、その変更に伴って、サービス低下があるのではないかというふうな不安があります。それに対する解消についての手立てをお尋ねしたいと思います。5月の14日、衆議院の厚生労働委員会で、介護保険と医療提供体制の見直しを盛り込んだ地域医療・介護総合確保推進法案が可決され、今国会中の成立の見通しになっております。私も1つ1つは見ておりませんが、報道によりますと、19本もの法案を一括にしたもので、野党からは審議不足だとか、軽度者の切り捨てだというふうな反発の声も上がっております。この中で、同法案の中で介護制度に関して、大きくは3つぐらいの大きな内容変更があらうかと思っております。1点目は、要支援者は訪問、通所介護が保険給付で受けられなくなる。2点目は、特別養護老人ホームは原則、要介護3以上でないと入れない。3点目は、介護保険に2割負担を導入する。そのような内容ではないかと思っております。特に一番大きな問題として、私は、介護の必要度が低い要支援1、2の人向けのサービスに関することです。訪問介護と通所介護を市町村事業に移し、民間事業者に加えてボランティアやNPOが参入できる仕組みや、地域の実情に合った多様なサービスが受けられると政府、与党は言っておりますが、実際、町では現行のサービスと比較して低下するような心配はないのだろうか。改めて、こういう法律ができて今後町はどのようなサービスを提供しようというふうに考えているのか、この点についてお尋ねをいたします。

3点目は、地方教育行政法改正に伴って、町の教育行政に変化がみられるのかどうか。あるのだろうかというふうなことについて、お尋ねしたいと思います。同法案が20日衆議院で可決しました。砥部町に例えましたら、まだこれは参議院で採決されておりましたが、やはり採決、法案として成立する見通しが立っております。砥部町で例えましたら、町長が任命した新教育長を教育委員会のトップに据えることや、教育施策の方針となる大綱を町長が策定し、学校の統廃合、愛国心教育等も盛り込むこともでき、教育委員会にそれを具体化させようと、いうふうにいった内容ではないかと思っております。こういう法律ができてしまったら、私は大変なことにはなるのではないかというふうに考えておりますが、今後の教育行政がど

のようになるのか、教育長がどのようなお考えなのかをお尋ねしたいと思います。以上3点です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（西岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 佐々木議員のご質問にお答えをいたします。はじめに、集団的自衛権行使容認の動きに対する考えについてのご質問ですが、このことについては、5月中旬に総理大臣の私的諮問機関から報告書の提出があり、現在、議論されているところでございます。与党内でもいろいろな意見が出ているようでございますが、今国会中に、行使容認の方向について閣議決定がなされれば、関連法案の整備に向けた作業に入るといったことが言われております。いずれにしましても、国政上の極めて重要な問題でありますので、国会はもちろんのこと、それぞれの過程を通じて国民的な議論が十分になされることが必要ではないかというふうに思っております。

次に、介護制度変更に伴うサービス低下に対する不安解消の手立てについてのご質問ですが、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案が本年2月12日に閣議決定され、同日国会に提出されました。この法律の趣旨は、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確立を推進するために所要の整備等を行うものでございます。訪問介護と通所介護が、介護保険予防給付から地域支援事業に移行することにより、サービスが低下しないかというご心配ですが、以前に高齢者在宅福祉施策として、町が社会福祉法人等に委託して実施しておりました生きがい活動支援通所事業、生活管理指導員派遣事業、軽度生活支援事業等の再構築を検討するとともに、ボランティアやNPO法人等、地域活動資源の掘り起こしを行い、これまでの予防給付に劣らない事業を展開していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

続いて、地方教育行政法改正につきましては、教育長が答弁をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（西岡利昌） 武智教育長。

○教育長（武智省三） 佐々木議員の地方教育行政法改正による変化についてのご質問にお答えをいたします。今回の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正については、教育行政の責任の明確化、首長による総合教育会議の設置と大綱の策定が主な内容になるかと思っております。今回の改正を受けて、砥部町の教育行政がどのようになるのかというご質問ですが、改正案では、教育委員会の位置づけは従来どおり独立した執行機関として維持されます。また、総合教育会議の設置により、大綱の策定や危機対応において首長と教育委員会相互の意思疎通、情報共有が図られるものと考えております。本町におきましては、町長と教育委員会は適宜情報交換を行っており、共通認識の下、教育行政に取り組んでおりますことから、今回の改正による大きな変化はないものと考えております。以上で、佐々木議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 佐々木隆雄君。

○5番(佐々木隆雄) まず1点目なんですけど、町長もこれやっぱり非常に大きな問題で国民的議論をもっともっとやっぱりしていけないといけないというふうにお答えいただきましたが、もちろん当然そうなんですけど、議論だけでなくってですね、これは本当に色々な方が言われておりますけども、憲法そのものを一内閣が自分の判断で変えてしまうというふうなことになるんじゃないかということ、これは非常に大きな問題だろうと思うんですね。この間の安倍首相の内閣法制局の人事なんかも含めてそうなんですけども、町長の言われました私的諮問機関、これは全くの自分が気に入った人だけを集めてそこに答弁をさせてですね、それをあたかもなんか公的な機関が作ったようなそういうふるまいでですね、少し国民を愚弄してるんじゃないかというふうな気も私はするんですけども、やはりその進め方が数の力を頼りにですね、かなり強引に押し切ろうというふうなことで、これ実際に法案が通ってしまうと、もういろんな人が言ってます、自衛隊員なんか戦地に行って殺し殺されるというようなことになるんじゃないかと。安倍首相もそれを明確に規定はしておりませんね。そういう意味では、町長言われたように、国民議論がもっともっと大切だということもあるんですけど、やはり、町のトップとしてですね、もう少し議論を国会でもしてほしいというふうなことを、他の市町村の首長さんにも働きかけしながら、住民の声としてそういう真剣な議論をもっともっとしてほしいんだというふうな声を届けていただくような、そのようなことは難しいんでございませうか。町長いかがですか。

○議長(西岡利昌) 佐川町長。

○町長(佐川秀紀) ただ今の佐々木議員さんのご質問でございますけれども、この問題につきましては十分大切な問題であるというふうなことで、先ほどお答えさせていただきましたように、国民的議論が十分なされるというふうなことで、決して戦争のない国にしなければいけないということにつきましては、重々私も思っておりますけれども、先ほどのご質問で県内の首長さんの会でそういうことがあればという議論をしてほしいということでございますが、そういった中では、いろんな皆様方のご意見を聞きながら、私もそういったことのお話を提案させていただくことについてはやぶさかでございますので、よろしく願いたします。

○議長(西岡利昌) 佐々木隆雄君。

○5番(佐々木隆雄) ぜひともいろんな場でそういう声を届けていただきたいなというふうに思います。繰り返しになりますが、憲法ですね、ある特定の人勝手に変えられるみたいなことになる、これはもう立憲主義そのものがなくなってしまうというふうな、そういう危険な動きに対して、危惧する声がたくさん出ておりますことをもう1回紹介させていただいて、1点目の質問は終わります。

2点目の方に移りますが、いろんなこの報道を見ますとですね、保険給付による訪問通所介護をやめる代わりに、先ほども町長からもありましたように現在市町村が実施している地域支援事業にいろんなメニューを設けて、見守りや配食や緊急時の対応などの代替サービスも提供するんだというふうなことであるんですけど、これらの代替サービスと言いますかね、

に関して人員の基準とか運営基準、このようなものはどのようにお考えなんでしょうか。町長もしくは、担当課長でもよろしいんですが、お答え願います。

○議長（西岡利昌） 重松介護福祉課長。

○介護福祉課長（重松邦和） ただいまの佐々木議員さんのご質問で、介護サービスに関する運営基準ということでございますが、こういった地域支援事業で行う事業につきましては、基本的には今、町と社会福祉法人等が委託契約をして、実施しておる事業がほとんどでございます。その中で、委託事業者の中でこういったサービスをしていくかというようところが問題となっておりますが、基本的には委託事業所につきましては、サービスを提供する人員は確保できておるとおられますので、その点については、問題ないかと思われまます。以上でございます。

○議長（西岡利昌） 佐々木隆雄君。

○5番（佐々木隆雄） 国の方はですね、事業予算に上限をつけるというふうなことも言っているようなんですが、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（西岡利昌） 重松介護福祉課長。

○介護福祉課長（重松邦和） ただいまの佐々木議員さんの質問ですが、今現在、地域支援事業につきましては、介護給付費の3%を上限として事業運営しております。今現在、給付費が17億ぐらいとなっておりますので、その3%ということでございますので、5千万円前後の事業費で運営をしております。これが今度改正して、どれぐらいの上限額になるかというのはちょっと今のところ示されておられませんので、お答えできませんけども、その5千万にある程度の上乗せがあるかと思っております。その事業費で運営することになるかと思います。以上でございます。

○議長（西岡利昌） 佐々木隆雄君。

○5番（佐々木隆雄） 先ほどの課長のお答えなんですが、まだわからないということなんですが、上乗せさせれるのかどうか、私が調べた資料の中では、市町村は国から給付費削減を義務付けられるというふうな文章もあったようなので、今はたしてですね、期待どおりになるのかどうかは非常に私自身は不安です。そういうふうなこともあるもんですから、冒頭言いましたようにですね、このサービス低下というのがあるんじゃないかなというふうに、やっぱり町民の皆さんも思ってるんじゃないかと思えます。それからですね、実はこの法案の3点目に書いてあります介護保険の2割負担の導入について、これ参議院でですね、非常に混乱が生じました。少し紹介させていただきますと、介護保険サービス利用料を2割に引き上げるといふ、年収280万以上の人は、お金は余っていて負担能力がある、という厚生労働省の説明の根拠データが、これが実は偽物だったというふうなことが審議中にわかりました。これは、厚生労働省が示した負担増のモデル世帯が夫、年金が280万円と、妻、基礎年金79万円の収入合計359万円の高齢者夫婦の可処分所得が年307万円のケースなんです。これと収入250万から349万円の世帯の平均の諸支出247万円を比較して、可処分所得から諸支出を引くと60万円余ると。その差額によって利用料2割を負担できるというのが、厚生省

の説明でした。国会のようにですね、パネルでもあればいいんですが、そこまでは準備できてないんでわかりづらいかと思いますが、もともと基準になるところを違えてですね、お金が余ってるんだから2割負担できるんじゃないかというふうなことがですね、そうじゃないぞというふうなのが審議中にわかりまして、与野党の理事からも担当課長やその厚労大臣にどうなってるんだというふうなことで、紛糾したんですが、最終的にはその場では答えがわからないから、お許し下さいというふうな回答があり、最終的にはこのデータ自身がでたらめでしたということで、厚労省はそのデータを引き下げました。そういうふうなことでですね、この全部の19の法案がいかにもずさんなものかというふうなことも今、国会の中で明らかになっているようです。そういうふうなことではですね、まだこれからどういうふうな議論になっていくかわかりませんが、実際に要支援1、2の方が給付から外されるというふうなことになっても、今出されましたようないろんな不安が本当に払拭できるのかどうか、しっかりとした町としての対応をいただきたいというふうに思います。そういうことを付け加えていただいで、3点目の教育行政に関するところに移りたいと思います。教育長にお尋ねします。教育委員会ができた背景を教えてください。

○議長（西岡利昌） 武智教育委員長。

○教育長（武智省三） ただいまの佐々木議員さんのご質問にお答えいたしますが、今手元に正確な資料がありませんので、私の知っているお答えでさせていただけたらと思います。そもそも教育委員会制度につきましては、昭和21年新憲法が公布されてその中で、教育の中立性、あるいは教育の政治の介入を受けない教育制度という形で、別れて教育委員会が設置されたと思っております。その教育委員会につきましては、行政から関与を受けないと、教育の中立性を第一にして、各地域で5人のそれぞれの地方公共団体で5名の教育委員を地域で、議員の承認によって各教育委員が選出され、その教育委員さんによって、教育行政を推進していくと。これは昭和21年の頃の教育委員会制度ではありません。改革が行われまして、現在がそういう形で、教育委員というのは、行政と離れた教育を推進しております。資料としましては、昭和23年に設立されております教育の地方分権ということで、教育委員会制度はできております。教育委員会の公選制の見直しは昭和31年にされております。こういった状況で教育委員の公選制が廃止されまして、任命制になった、という経緯になっております。そして、平成11年にこれも改正されまして、教育長の任命承認制度の廃止が行われまして、市町村立学校に関する都道府県の基準設定等の廃止等もありまして、平成13年にこの改正が行われております。特に教育委員会の構成の多様化、地域の多様な意向を反映する委員の年齢、性別、職業等に著しい、偏りが生じないよう配慮するような形の教育委員会に改正をされております。そして、学校運営協議会というのが平成16年に改正されまして、学校運営協議会を設置するような形で進められております。要は、教育委員会制度も新しい憲法のもと、制定されて順次社会の流れに沿って、または政治と離れた、離れてと言いますか、その意向を受けない教育を進めるという形で、現在も進められております。特に教育委員会の責任の明確化ということで、平成19年に改正されたところによりますと、教育委員会の責任体制の



明確化というところ、また、教育における地方分権の推進、それから3点目に教育における国の責任の果たし方、というあたりの改正が19年に行われました。現在、新しく地方教育行政の改正にあたりまして、佐々木議員さんがご存じ、ご質問にありましたように、3点の大きな主旨があるかと思えます。その1点は責任の明確化、そして責任をどこが果たすのか、各全国の教育に関する諸問題がたくさん出てきている中で、どこが、教育長が責任を取るのか、あるいは教育委員長が責任を取るのか、あるいは首長が責任を取るか、そういったあたりが各事例が出た段階で、かつ一定していないところがあるかと思えます。そういったあたりも国がしっかりとの方針を決めて、責任体制をはっきりしたいという意向があるかと思えます。その点につきましては、砥部町の教育行政につきましては、首長との連携強化、あるいは意思疎通が行われており、新しい制度ができてでも従来と変わらない子どもたちに対する教育というのは、方針あるいは取り組みは変わらないと、そういった面で先ほどのお答えの中で制度が変わっても砥部町の教育行政については変わりませんというお答えをいたしました。ちょっと取り留めの無いご説明になったと思いますが、以上で終わらせていただきたいと思います。

○議長（西岡利昌） 佐々木隆雄君。

○5番（佐々木隆雄） まず教育委員会のできた背景というのをいろいろ説明もいただきましたが、やはり私自身は戦後生まれで戦争体験はありませんが、戦争に入り、終わるまでの教育行政が、本当にみんなが血を流せというふうな教育をしてきたのは間違いだったというふうなことから、教育と行政とを全く別のものにしようというふうなことで、できて、政治的中立性をしっかり守るんだというふうなことであったろうというふうに思われます。現在の教育委員会の制度では、例えばですね、教育長が何か問題を起こしたという場合に、教育委員会で教育長を罷免することはできるのでしょうか。教育長いかがですか。

○議長（西岡利昌） 武智教育長。

○教育長（武智省三） ただ今の佐々木議員さんのご質問にお答えしたらと思えます。教育長が法律違反、あるいはそういった問題を起こした時に、教育長自身の罷免といえますか、につきましては、現在の制度でありましたら、教育委員会の中でその責任問題が問われるんじゃないかなと私自身は考えております。これがやはり新制度では変わるかと思えます。以上でございます。

○議長（西岡利昌） 佐々木隆雄君。

○5番（佐々木隆雄） 大変失礼な質問で申し訳ありませんでしたが、まさに今の制度では、もしもそういう何か教育長に問題があれば、教育委員会として罷免をできるというふうなことになってるようなんですが、新しいこのものによりますと、まさに新教育長が自分の判断ですべてできるというふうなことにもなってくるわけですから、教育委員会、現行の教育委員会のような機能がひょっとしたらなくなるんじゃないかなというふうに私は思うんですね。教育長は現行と全く変わりませんということではあるんですが、どうしても教育委員会が本来独立した委員会だと例えばそういう教育長のチェック機能も含めて学校教育の問題やらい

ろんなその教育長がですね、教育委員会の、何て言うんですかね、意思に沿ってそういう教育行政が成されているのかどうかというふうなことを、実際には、今のね、教育委員会の、形骸化されてるとはいえ、そういう機能があるわけなんですけど、新しい制度になってくるとそういうものがどうもないようなことのようなんですね。そういう意味では市町からの独立性が、もちろん市町が任命するわけですから、弱くなっていくというふうになってきますよね。ですからその辺では何ら変わらないというふうなお答えではあったんですが、もう少しいろんな角度から検討もしていただきたいなと思います。責任体制の問題も先ほど出されましたが、これも国会の質疑の中でもですね、現行と実際には変わってないじゃないかというふうなやり取りもされてるようです。私も個別教育長に対してということではなくって、やっぱりこの制度そのものがもっともっと、これも第1点目のものと同じですね、我々の子供、孫、曾孫の時代にどんな世の中になっていくか、やっぱり教育が非常に大事ですから、今まで以上にしっかりと中立性を保って、教育行政を続けていくことが大事ではないかなというふうに思います。そういう意味では、これも国民的議論をもっともっとするべき必要もあると思います。数は正確ではありませんが、全国で二百数十の自治体からこの問題、この法案についてもですね、反対だというふうな決議が出されているようです。それ辺も含めて、これからも検討もしていただきたいというふうに思います。以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（西岡利昌） 佐々木隆雄君の質問を終わります。ここでしばらく、すみません。大変失礼しました。教育委員長ではありません。教育長でございました。申し訳ありません。ここでしばらく休息します。休憩します。再開は午前10時55分の予定です。

午前10時41分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（西岡利昌） 4番松崎浩司君。

○4番（松崎浩司） 4番松崎浩司でございます。今日は2点質問をさせていただきます。1点目は麻生小学校の放課後児童クラブの拡充をということでお尋ねいたします。今年度、麻生小学校の放課後児童クラブでは定員50人に対して88人の希望者があり、定員を上回る68人が許可されております。その後、4月までの1か月間と6月までの3か月間だけということで、あわせて10人の受け入れを決めたということですが、1年を通じては20人の児童が入れなかったということになります。広田地区では、定員5人に対して7人、砥部小学校では定員30人に対して44人、宮内小学校では定員50人に対して37人の応募があり、全員の受け入れを決めたということです。また、来年度からは、全国的に現在の1年生から3年生までの対象を6年生まで広げるというふうに聞いております。そこで1点目は、現在の麻生小学校の放課後児童クラブの現状をどう考えていらっしゃるでしょうか。2点目に、本年3月19日に配布されました平成26年度、砥部町実施計画26年度から28年度事業一覧表案の中

に、27年度に麻生小学校放課後児童クラブ新築工事総事業費3,000万円と記されております。私は、現在の麻生小学校の放課後児童クラブの現状を見た場合、1か月でも早く事業化が必要と考えておりますが、教育長のご所見をお尋ねいたします。

2点目は、保育所の預かり時間の拡大をということで、お尋ねいたします。現在町内4か所の保育所は、朝7時30分からお子さんを預かっております。終了時間は、広田保育所は夕方5時45分、砥部保育所は6時、宮内麻生両保育所は7時となっております。土曜日におきましては、広田保育所は午前11時30分まで、その他の保育所は午後1時までお預かりしております。現在、多くの職種で土曜、日曜、祝日を含め労働時間帯が多様化しております。また、今後、若い世代の人口減少が確実視される中、子育て支援の一環として保育時間の拡大を検討していくべきと考えます。具体的には、松山市、東温市、伊予市、松前町に一番近い麻生保育所をモデル保育所として、土曜、日曜日、祝日も朝6時から夜9時までを保育時間とするという制度を作ってはいかがでしょうか。すぐに希望者が出てくるとは思いませんが、10年、20年といったサイクルの中で必ずや本町の人口増に寄与すると考えます。教育長のご所見をお尋ねいたします。以上2点です。よろしく願いいたします。

○議長（西岡利昌） 武智教育長。

○教育長（武智省三） 松崎議員のご質問にお答えいたします。はじめに麻生小学校の放課後児童クラブの拡充についてのご質問ですが、松崎議員のご質問にありますとおり、現在、多くの児童が放課後児童クラブに入れていないのが現状であります。ご案内のとおり、当初は平成27年度に麻生小学校の放課後児童クラブ新築工事を総事業費3千万円で計画しておりましたが、今年度の児童クラブの利用希望者急増により、1年前倒しして事業に着手することとして、今定例会に補正予算を計上しております。早急に事業を進め、今年の冬休みからでも利用者希望全員を受け入れたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、保育所の預かり時間の拡大についてのご質問ですが、ご指摘のとおり近年多くの職種により労働時間帯も多様化し、保育時間拡大の必要性も高くなっていると思います。ご案内の隣接の市、町に一番近い麻生保育所をモデル保育所として、土、日、祝日も朝6時から夜9時まで保育時間となる制度を作っては、とのことですが、保育士の確保、費用対効果、さらに麻生保育所への申込者の集中等の問題から、すぐには難しいと考えております。しかし、朝7時30分からの保育時間の繰り上げや、土曜日午後1時までの保育時間の延長などは、保育士の確保が必要となりますが、実施できることから進めてまいりたいと考えております。今後も子育てしやすい町づくりを目指し、保育所運営の充実に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上で、松崎議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 松崎浩司君。

○4番（松崎浩司） さっそく6月の補正予算に計上していただきまして、教育長の姿勢を高く評価させていただきたいと思っております。そこで、詳しい内容につきまして、何点かお尋ねいたします。まず1点目は先ほど冬休み以降というふうな言葉が出たかと思っておりますが、着工、

完成はいつ頃になりますでしょうか。2点目に設置する施設の場所は、また面積は、収容できる児童数は何人ぐらいになりますでしょうか。そして、先ほど申しましたように、今年度麻生小学校では1年生から3年生までを対象に募集したところ、88名の応募がありました。来年度からは受け入れ対象の学年を拡大するということですが、全員で何人ぐらいの希望者が出てくるとお考えでしょうか。4点目に、指導員を今後新たに何人確保していけばいいとお考えでしょうか。以上4点お尋ねいたします。

○議長（面岡利昌） 坪内学校教育課長。

○学校教育課長（坪内孝志） まず松崎議員さんのご質問のお答えをする前に、今年度児童クラブ申込みされた方々で、入れなかった方々にお詫びを申し上げます。申し訳ございませんでした。まず着手、完成はいつ頃かということのご質問だったと思いますが、この予算、ご可決いただきましたら、早急に設計、発注しまして、10月には工事の方に着手したいと考えております。できましたら12月の冬休みから運営を開始したいと考えております。それから、設置の場所と面積と人数はと言うことだったと思いますが、場所につきましては麻生小学校のグラウンドの西側、体育館の南側になります、今、小さな池と言いますか堀がありますが、そこに建設を予定しております。面積では160平米、それから人数につきましては100人を予定しております。それから、来年度から、現在3年生までですが、6年生までの受け入れを予定、国の方針に従いまして、6年生までの受け入れを予定しております。全員それで予定人数は100人としておりますが、今年88名の応募がありました。1年生が今年102人、昨年96人の小学生の数だったんですが102人で、申し込みが38人ありました。来年度1年生、新入生が66人と大幅に減ります。その関係で定員を今年は88名にしておったんですが、申し込み88名でしたが、来年は100人定員でいけるのではないかと考えております。それから、指導員を何人確保というご質問だったと思いますが、今回160平米ということで2部屋にする必要があります。それで2部屋になるということは、今の指導員の数の数同等の人数がいるということで5人必要と考えております。以上でご質問の回答終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（面岡利昌） 4番松崎浩司君。

○4番（松崎浩司） 今の坪内課長のご答弁に対しまして、もう少しお尋ねしますが、住民基本台帳で見ますと現在の麻生小学校の生徒さんは505人です。6年後の平成32年には、384人になるというふうに出ております。もちろんこの数字は社会増減は一切考慮に入れておりません。しかしながら、来年には、例えば県団地にもう1棟着工するといった話があります。そうなりますと、はたして100人収容できる施設で大丈夫かなと思ったりもするんですが、この点いかがでしょうか。またもう1点、完成までの間、私は1日でも早く、一月でも早く完成してほしいなと思うんですけど、これからいろんな段階を踏んでやりますとやはり10月着工を早めるというのは難しいかなと思ったりもいたしますが、その完成までの間、代替施設として、例えば体育館を使うとか、また放課後児童クラブが始まる時間以降は使わない教室を使わせてもらうとか、高尾田児童館を使うとか、また、リースなど仮説の施設を使

うと、そういうことはお考えではないでしょうか。以上2点お尋ねいたします。

○議長（面岡利昌） 坪内学校教育課長。

○学校教育課長（坪内孝志） 松崎議員さんのご質問にお答えいたします。まず高尾田に県団地がもう1棟10階建ができるが100人で大丈夫かというご質問だったと思います。確かに新たにまた県団地の1棟ができるわけですが、私どもが把握しておりますのは、今の県団地にある戸数以上には、建て替えることはあっても、戸数を増やすということは考えてないというふうに聞いております。新しくなる関係上、新しい人が入ってくる可能性もあるとは思いますが、全体的には戸数は変わらないということで、その点は100人で大丈夫ではないかと考えております。それから、それまでの代替施設のご質問だったと思いますが、現在麻生小学校では放課後児童クラブに使える空き教室はありません。体育館とか利用という話もありましたが、それにつきましては今の指導員の中ではできないと考えております。それから、高尾田の児童館という話もありましたが、他の施設を利用ということになりますと、当然耐震性の問題もありますし、今も言いましたが指導員の確保という問題も出てきます。それからリースということもあったと思いますが、リースにつきましては、やはり建て替え、建てる場所も、建設予定地には建てられませんし、リースと言いましても建設費用、解体費用がかかります。ということで、それからもう1つ、夏休み期間限定ということではありますが、余裕があります宮内保育所に、今入所できていない20の方に、夏休み限定で宮内児童クラブ、宮内小学校の児童クラブの案内を差し上げております。何人か利用の回答も来ておりますので、そちらの方を利用してもらうという、夏休み期間限定ですが、そういう利用も考えております。募集しております。以上のことで、クラブ利用の希望の児童保護者の皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、少しでも早く新設の児童クラブを設置することで、対応させていただきたいと考えております。以上でご質問の回答終わります。

○議長（面岡利昌） 松崎浩司君。

○4番（松崎浩司） なかなか代替施設というのは難しいということも、私も理解しております。現在、小1の壁という言葉があるそうですね。それはどういうことかと言いますと、お子さんが保育所に通っている間は、夕方6時、7時まで預けることができますけども、小学校に入りますと、午前中で仕事を終えて、家に帰ってこないといけない。せっかく正規の社員、職員として採用されたにもかかわらず、パートやアルバイトにならざるを得ないと、今回確認しておりませんが、1年間を通じて入れなかったお子さん、20人の保護者の方にもそういった方がいらっしゃるかもしれません。今回すぐに予算計上していただいたことは本当に評価したいと思います。今後とも子供たちの、子供たちということはイコール保護者の皆さん方の教育環境、子育て環境というものをもっともっと良くなっていただくように、私も議員の1人として努力してまいりますし、教育委員会としてもさらに一層のご助力をお願いしたいと思います。2点目に麻生保育所、先ほど申しましたように、すぐにもう10人20人といったお子さんが来るということはまず考えられません。ただ、やはり今、南予とか東予の方とかが松山に住みたいなといった時に、砥部ではそういうふうな6時から夜の9

時まで 15 時間ですかね、15 時間保育をしているというふうな声を聞くと、松山よりも砥部に住みたいなというふうなことにもなってくるのではないかと。またそれによって子育て支援ということにもなるかと思えます。大きな病院ですと、病院内に託児所を作って 24 時間使えるといったところもあるそうですけども、なかなかそういった大規模な会社というのは愛媛県にそうありませんので、必然的に自分たちでそういう公共の施設を使って保育をしていただくということが多くなるかと思えますので、1 点目も 2 点目も子育て支援といったテーマで今回質問させていただきました。今後ともこういった問題につきまして、さらに取り組んでいただきますように要望を申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（面岡利昌） 松崎浩司君の質問を終わります。8 番大平弘子君。

○8 番（大平弘子） 議席番号 8 番大平弘子です。2 点質問させていただきます。1 点目、過疎化、高齢化が進む地域への支援についてお尋ねいたします。県は 20 市町村初の過疎実態調査で愛媛県は、高齢化率 60%を超える限界集落が約 10%、そして、860 集落で人口 10 人から 40 人であり、そのうち 80%は 20 世帯未満と発表がありました。砥部町も例外ではなく、高齢化で森林や冠婚葬祭など、住民による助け合いも困難な集落があります。存続困難な高齢者の多い地域支援をどのようにお考えでしょうか。病院までの平均が、県の調べでは総合病院まで 10km、市役所、役場、支所まで 5.3km、病院、診療所 3.3km、教育関係では小学校、中学校までが 10km 以上離れている地区と予想され、早く過疎化や高齢化が進んでいるために、農地や森林が荒れ、環境や防災に悪い影響をもたらしています。高齢者の買い物、病院に行くにも、運転免許証もいつ返上しなければいけないか、不安な生活をしている方も多分におられると思います。県道、国道、町道と大型の自動車の通る場所の住民は、通学バス、温泉バス、病院のバスで通っているので心強いのですが、小道に住んでおられる高齢者には小型のデマンドタクシーを考えていただきたいと思います。長寿介護対策は、補助金だけでなく、根本的な対策を望みます。耕作放棄地が多い農地を改革するためには、若い人が地域に帰ってきて安心して働き、暮らせる意欲が持てる施策をしていただきたいと思います。過疎化、高齢化が急速に進む地域の実態をどのように把握しているのか、又、このような地域への今後の支援計画について、町長のお考えをお聞かせ下さい。

2 点目です。いじめ問題について。QUの結果をお願いしておりました。QUアンケートとは、不登校やいじめ防止、あたたかな人間関係づくり、楽しい学校生活を送るため、よりよい学校生活と友達を作るための調べでした。実態の把握と対策について、加害者の心の中、被害者のケアも必要であります。表に出ていないいじめ、児童の声なき声を聞くことも必要です。いじめと感じていない加害者、被害者自身も面白い、だけど苦痛に感じている。保護者の声も児童と一緒に聞いていただきたい。以上のような問題に対して、砥部町教育委員会は、いじめ防止対策審議会は作ってあるのでしょうか。あるのであればどのような役職の方がなられているのか、教育長にお尋ねします。砥部中学校でQUを調査した結果に基づき、その後、生徒の指導がどのように行なわれたか、新たないじめはないか、新入生に対しての

取り組みをどのようにし、成果はどのようであったか、進捗状況を教育長にお尋ねします。

○議長（西岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 大平議員のご質問にお答えいたします。はじめに過疎化、高齢化が進む地域への支援についてのご質問ですが、どのように実態を把握しているのか、ということでございますけれども、端的に申しますと、日常生活、そして将来への不安ということと理解しております。それは、物資調達、健康管理、防災対策などへの困難、社会から孤立することへの孤独感、それが進行して行くことへの危機感であると思います。それらのことを解消し、地域でいきいきと暮らして行ける地域社会を形成するためには、医療の確保、物資調達、共同生活、余暇活動を支える必要があり、その共通課題の1つとして、移動手段の確保ということが挙げられます。今年度において、地域公共交通の充実を図る取り組みを始めたことは、ご承知のことと思います。これは、単なる交通手段の確保ということだけではなく、地域の活性化に向けた取り組みでもあります。今後は地域住民の方、民生委員さん等にアンケート調査を行い、また地域に出向くなどして、地域の抱える問題を抽出してまいります。そして過疎化、高齢化が急速に進む地域などで、どのような交通手段が有効なのかを検討し、関係者と合意形成を図りたいと考えております。また、愛媛県が合併10年に当たりアンケート調査を行いますので、これらの結果も参考にしたいと思っております。この取り組みは住民の皆様にもご協力いただかなければ、維持し発展して行くことは難しく、どのような形で住民の方と行政が協働できるのか、検討してまいりたいと思います。続いていじめ問題については、教育長が答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（西岡利昌） 武智教育長。

○教育長（武智省三） 大平議員のご質問にお答えいたします。いじめ問題について、中学校のQUアンケート調査の結果を踏まえてのご質問ですが、いじめをなくすること、また早期に発見し解決するためには、教職員が児童生徒を注意深く見守り、理解し、適切に指導、教育していくことが重要であると考えております。昨年度から中学校で実施しているQU調査は、普段接するだけではわからない、生徒の意外な一面を知ることもあり、生徒を理解するための有効な手段となっております。調査の実施にあたり、教職員は研修により調査結果の共通理解を図り、支援が必要と認められた生徒については、具体的な対応策を協議し、学校全体で指導に当たっております。また、新入生に対する取り組みとしては、入学に際し、小学校と十分連携をとり、生徒の情報を得るとともに、入学後の学年集会とか、いじめのない学校生活について指導をしております。新しい環境で新たな人間関係を築く中、中1ギャップ、環境が変わりまして、中1ギャップに陥ることも考えられます。担任のほか、中1ギャップを担当する教諭による見守り、教育相談を行っております。学校においては、各種アンケートの実施、スクールカウンセラーの設置を通して、児童生徒が抱える問題の把握、解決に取り組んでおり、QU調査も情報収集の手段の一つとして、今後も継続して実施し、生徒に対する理解力、指導力の向上に努めたいと考えております。いじめの背景には様々な問題があり、学校だけの取り組みには限界があります。中学校では、昨年度から学校支援ボラ

ンティアを募集し、保護者や地域の皆様にも学校内外で生徒の見守りなどにご協力をいただいております。今後もQU調査を含め、いじめのない学校づくりに努めてまいりたいと考えておりますので、引き続き皆様のご支援をよろしく願いいたします。さらに、大平議員さんが現状はどうかというご質問もありましたので、引き続いて現状の調査の結果、状況をご説明させていただきます。昨年度1年間のデータですが、学校でいじめと認知した件数は小学校で7件、中学校でも同じく7件、計14件となっております。すべて現在は解決をしております。小中学校で23年度は25件、24年度22件、25年度14件と、実態数としては減少をしておりますが、やはり見えないところもたくさんあると思います。この辺りを慎重にQU検査、あるいは教育相談を通して子供の悩み、あるいはいろんな問題行動について早期発見をして、児童生徒の指導は、楽しい学校づくりの基になるように努めてまいりたいと思います。以上で、大平議員さんのご質問にお答えいたします。

○議長（西岡利昌） 大平弘子君。

○8番（大平弘子） デマンドタクシーのことで国道交通行政はこのように答えられたんですね。交通体系を考える場合は、地方自治会交通事業者、地域住民の共同は推進していくべきであって、今後の地域公共交通会議の開催に向けて力強い支援であるというふうに言われました。そしてですね、地域の交通、その地域で考えていくものとの考え方の下、地域交通の在り方については、積極的な自治体には必要な支援は惜しまない方針であると言われました。今後の地域住民パワーに注目しているところではありますが、地域の支援は惜しみませんと言うことを返答いただいております。それからですね、役所ですが、こういう言葉があります。役所栄えて地域なしとならないように、という言葉がありますが、公務員は批判的ではなく批判的ではなく、町としても住民をやる気にさせる職員を指導し、育ててほしい。女性が何歳になっても動ける間は働き、活躍をする地域づくりを目指してほしい。そうしてですね、少子高齢化対策や災害について強い街づくり、そして十分な体力づくりを作るように心がけること。今後の増えつつあるいじめ、虐待、DV、それから相談支援が整っていくことに期待して、私たちの今後このことに関して町長のお答えをお聞きしたいんですが、町長はこの、今後増えつつあるいじめ、小学校に関しても学校に関しても、中学校に関しても同じであります。大人である、いじめ、虐待、DVで同じであると思いますので、このことに関しても今一度お答えをいただきたいと思います。

○議長（西岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 大平議員さんのご質問にお答えをいたします。デマンドタクシーに捉えてご質問ございましたけれども、先ほどもお答えをさせていただきましたように、公共交通については、十分検討させていただきたい。それと、自治体への支援というのは国の方が言ったことを代弁していただいたんかなというふうに思っておりますけれども、それについても十分期待をさせていただきたい。それと、役所栄えて地域なしというお話ございましたけれども、私は初めて聞かせていただいた言葉でございますけれども、うちの職員はそういったことはなくて、地域に目を向けて一生懸命働いていただいておりますというふうに理解をしております。先ほどのいじめの問題につきましては、私が答えていいのかちょっとわかりま



せんので、一応教育長の方からお答えをさせていただきます。

○議長（面岡利昌） 武智教育長。

○教育長（武智省三） 大平議員さんのご質問にお答えいたします。いじめの問題でありませぬけれども、子供社会、大人社会通して、いじめは、人間社会がある間発生する事例ではないかと思っておりますが、特に幼稚園、小学校、中学校におきましては、精神的、あるいは肉体的にも未発達な状況でありますので、この件につきましては、しっかりと子供たちが人権を守り、人権を確保して豊かな学校生活、あるいは社会に出ていかなければならないと思っております。それで、いじめ対策につきましては、国、県がいじめ対策防止法という一つの制度を充実して、現在、市町の、各の地方自治体の方にもそれが通達があつて、組織ができております。現在、砥部町では小学校、中学校のいじめに関する対策の要綱ができておりますが、それをもち寄つて町全体の小学校、中学校のいじめに対する見方、防止の仕方について検討する会が本年度から始まつております。そういった面で、特に早く、早期発見して、そういった防止を進めてまいる形を努力しておりますので、その点につきまして、よろしくしていただきたらと思つております。以上でご質問にお答えいたします。

○議長（面岡利昌） 大平弘子君。

○8番（大平弘子） 児童生徒のインターネットの利用によるいじめ、犯罪対策安全上はどのように組んでいるのか、それ今一つお聞きしたいと思つております。今、先ほど言われました児童虐待防止推進月間は、教育長もご存じだろうと思つておりますが、早期発見で、毎年11月を児童虐待防止月間と決められております。この後言おう思つたんですが、先に教育長に言われたんで、これちょっと言いそびれました。児童は国の、そして地域の宝です。今後の砥部町を担う大人になってほしいと願つております。平成16年に児童虐待防止などに関する法律が改正され、児童虐待の定義の拡大、そして明確化や、早期発見を図るための通告義務の範囲拡大、19年には児童安全のための立ち入り調査、保護者に対する面会、それに合わせて毎年11月を児童虐待防止推進月間と定められているのはご存じだと思つております。児童虐待の早期発見、対応、そして支援については、家庭、学校、地域、社会、関係機関が密接に連携して対応すべきと思つております。今一度インターネットの情報などについての対応はどのようになっているのか。今一度お答えをお願いしたいんですが、よろしくお願ひします。

○議長（面岡利昌） 武智教育長。

○教育長（武智省三） 大平議員さんのご質問にお答えいたします。児童の虐待の件、また、インターネット等による青少年の非行の問題、2点あつたかと思つておりますが、2番目のインターネットの子供たちの活用については、昨年の小中学校の調査もして実態がどのようになるのか、あるいは子供たちがどういう活動をしているのかということ、実態把握させていただきました。大まかな状況でありますけれども、小学校5、6年がネットを活用する手段としまして、携帯電話、スマートフォン、パソコン、アイパッド、そういったものが児童生徒にもかなりいきわたつておるわけですけれども、5、6年生が大体、所持者が児童数の25%から30%の児童が活用しております。それから中学校に入りますと、細かく言いますと1年生が44%、2年生が41%、3年生が61%の者が今言つた情報機器を活用してそういった、善悪、良い悪いは関係なしに使つていくということの実態であります。その中で、保護者と合

わせてフィルタリングして外部、そういった好ましくない情報を得られないような状況を取っておりますが、小学校32%、28%、5年、6年生、それから中学校に入りますと、1年生が44%、2年生が41%、3年生が61%がフィルタリングをかけておる。あとは野放しということの実態もあります。そういったところから一番教育関係の関わる者として心配しておりますのが、インターネットに対する被害、あるいはトラブルの件ですが、小中学校の実態を調査してみますと、5年生が7%、6年生が13%、この被害に遭ったことがあると、出しております。そのトラブルの主な原因につきましては、知らない人からメールや電話があった。それからネット上で悪口を書かれた。それから架空請求、しつこいメールやつきまといがあった。それが被害の内容でありました。中学校になりますと、1年生23%、2年生20%、3年生が29%の者が被害に遭っているという、町内の小中学校の子供たちの状況であります。こういったものを考えてみますと、さらにこう情報社会がこれからどんどん進んでまいりますので、小学校、中学校につきましても、十分学校でもこの件について実例を話して子供たちに理解を深めて、善悪の判断ができるような子供たちに育てていきたいと。小学校中学校におきましても、家庭へも働きかけて、子供の状況をしっかりと把握していただくようお願いをしているところであります。以上で大平議員さんのご質問にお答えしたらと思います。

○議長（西岡利昌） 大平弘子君。

○8番（大平弘子） これ以上インターネットの被害が拡大しないように、学校、教育関係、家庭と共に気を付けていただきたいと思います。以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（西岡利昌） 大平弘子君の質問を終わります。ここで昼食のため、休憩をします。再開は午後1時10分の予定です。

午前11時40分 休憩

午後1時10分 再開

○議長（西岡利昌） 再会します。一般質問を続けます。6番森永茂男君。

○6番（森永茂男） 6番森永でございます。2点ほど質問させていただいたらと思います。まず最初に砥部町の重要な観光産業である七折梅まつりも毎年盛大に開催されており、砥部町にもご支援をいただいておりますことを、まず、お礼申し上げます。たくさんの人に来ていただくのは大変うれしいのですが、なにぶん道路の整備ができてなく、国道の永立寺の信号からJAのある交差点までの町道が狭く、乗用車同士の離合もままならないのが現状です。また、供養堂から入る道もバス同士の離合が難しく、不便をしております。地元の人たちにもシーズンには迷惑をかけているので、何とかしなければならないと思いますが、町長のご所見をお聞かせください。

続いて2つ目の質問ですが、ハウスの燃料代の補助をとということで、今年4月から消費税も上がりまして、農業の資材代なんかも当然値上がりしております。その中でもハウスの燃料は円安の影響もあり、どうしても高止まりしております。その上増税で農家も非常に困っ

ております。ハウスの資材代の中でも燃料費が大半を占めており、経営を非常に圧迫しているのが現状です。このままではハウスをやめざるを得ない農家も出てくるのではないかと心配しております。町の方でも何かできないものか、町長のご所見をお聞きかせください。以上2点よろしく申し上げます。

○議長（西岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 森永議員のご質問にお答えいたします。はじめに、梅まつりのための町道の拡幅整備についてのご質問ですが、ご指摘の箇所は国道と県道との接続や道路網、交通量から見ても県道昇格が適当と考え、平成15年10月、平成18年6月、平成20年6月の3回にわたり県に要望しておりますが、県からは厳しい財政事情の中で県道に認定し、具体的な改良の事業化は困難であるとの回答でありました。しかしながら、町としましても町道で整備するには住宅が密集している箇所でもあり、一般の道路に比べて経費もかかることから、今後も県への要望を続けていくとともに、地元住民とも協議を重ねながら検討してまいりたいと考えております。

次に、ハウスの燃料代の補助についてのご質問ですが、燃料であるA重油の価格は、平成17年から比べると、約1.5倍にまで値上がりしている現状であります。そのため施設栽培の主力品種が、燃料を大量に消費する温室みかんから、無加温、少加温で栽培できる愛媛果試第28号等の他品種への改植が進んでおり、農家が使用するA重油の総量も最盛期の3分の1程度にまで減少していると推測されます。現在、国ではJAを事業主体として、施設園芸の産地における燃油価格高騰緊急対策として、燃油使用量の15%以上の削減に取り組む産地に対して、ヒートポンプや被覆設備などの省エネ設備の支援や、A重油価格が一定の基準を超えた場合に施設園芸農家に対し、補填金が支払われるセーフティネットの構築支援事業を実施しているところでございます。この事業の実績としての成果は充分とは言えませんが、次年度以降の取組みとしては本事業だけにとどまらず、JAとも協議を重ねながら省エネ設備の支援を主体とした事業に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。以上で、森永議員さんのご質問の答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 森永茂男君。

○6番（森永茂男） まず町道の件ですが、県に要望していただいておりますというので、なかなか県も予算の都合で話が前に進んでないという現状みたいですが、要は七折の梅まつり、その折にはどうしても車の台数が増えてきますので、地元の人には大変な迷惑をかけているのが現状だろうと思います。それで普段の折でもやはり道は、役場に来る折でも国道に出るルートとしては、永立寺の信号に出るルートを大半の方が使われるのではなかろうかと思えます。その、そういう人たちのためにも、早急に、町単独で難しいというのは重々分かりますが、できることからでもやっつけていくべきだと思いますが、そこらへんはどんなでしょうか。

○議長（西岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） ただいまの森永議員さんのご質問にお答えをいたします。県道砥部松山線につきましては、最近住宅もたくさん張り付いておりますし、梅まつりの関係で一部町道の頭の向線を利用して国道33号線へ出る道路と、今言いました町道宮内上野団地線から永立寺のところへ出る2本の路線しかございません。それで直接県道から国道へ結ぶ道路がな

いというふうなことで、私もこの道路の重要性につきましては、十分認識をいたしておられますので、先ほど答弁させていただきましたように、すぐには結論が出にくい問題ではございますけれども、十分地元の皆様方、また議員の皆様方ともご相談しながら、少しでも解決できるように検討してまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（面岡利昌） 森永茂男君。

○6番（森永茂男） 予算の都合もございまして、なかなか急に言うても難しいのは分かりますが、これはぜひ砥部町の観光産業のためにも、必要なことですので、ぜひ町道の拡幅整備を少しでも前へ進めていただきますことをお願いしておいて、この町道の件はそれで終わります。続きまして燃料代の補助ということですが、確かに省エネ関係に補助金を出していただきまして、バックアップはしていただいておりますが、何分燃料代がハウスマシンも、それは種類にもよりますし、野菜をしよう人からミシンを作りよう人から、それはいろんなハウスの形態がありますから、燃料の使用量もバラバラだと、そう思います。それで、省エネの方に補助金を出していくというような考え方も、それは十分理解できるんですが、何分ミシンなんかのハウスにしますと、何百万という燃料代がかかります。現状問題。これはなかなか農家としても、要は作柄等を変えて、それこそ、紅マドンナ、果試28号などに変えて、経営努力をして、みんなそれはやっていきよることでございます。ただ、1つの、なかなか今の農家の状況で、1つの作物に絞ってやっていくというのはなかなかキウイの問題もありますし、色々ななかなか1つに絞ってそこに集中してやっていくのは、今の農家ではなかなか難しいことだと考えております。燃料代の、要は具体的な数字を出してお話をしたいんですけども、なかなか具体的な数字が出せないの、ここでは控えますが、これからは農家のためにその省エネよりほかにも、何か別の援助の仕方もあろうかと思っておりますが、そこらへんはどうお考えなのか、ちょっとお聞かせいただいたらと思います。

○議長（面岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） ただ今の森永議員さんのご質問にお答えをいたします。確かに燃料代が高騰しておるといふふうなことで、施設につきましては、もう燃料代の高騰が農家の手取りに直接響くといふふうなことで、これはもう大変今の農家に限らずでございますけれども、原油高につきましては、非常に苦慮をしておるところでございますし、またそういった意味で施設園芸に対しての燃料代の補助といふふうなことでございますが、これにつきましては、私も農業に対しましては十分力を入れていかないかんといふふうにも認識しておりますので、議員の皆様方とも十分相談をしていきながら、その燃油に対して、補助が出せるもんかどうか、十分検討してまいりたい、またJAあたりにつきましても、この問題もあるように聞いておりますので、そのあたりとも十分調整しながら、検討を進めたいというふうに思っておりますので、ご理解を下さい。

○議長（面岡利昌） 森永茂男君。

○6番（森永茂男） 前向きにしてくれることを願ひまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（面岡利昌） 森永茂男君の質問を終わります。3番菊池伸二君。

○3番(菊池伸二) 3番菊池伸二でございます。本日は2点質問させていただきます。まず1点目、ヘルプカードの普及促進を、ということで、障害者や難病を抱えた人が必要な支援を予め記しておき、緊急時や災害時などに困った際に提示して周囲の配慮や手助けをお願いしやすくするヘルプカードを作成し、配布する動きが全国の自治体に広がりつつあるようです。これは、東京の自閉症の子供がいる母親からの相談で、東京都議会で実現したもので、ヘルプカードの意義としては、本人にとっての安心、家族、支援者にとっての安心、情報とコミュニケーションを支援、障害に対する理解の促進の4つがガイドラインとして定められています。また、支援を必要とする人と、支援を行う人を、適正に結びつけることや、障害者の目線に立ったカードの改善、対策を進めているようです。そこで町長にお伺いします。障害者の理解を深め、つながりのある地域づくりを目指すためにも、砥部町でもぜひヘルプカードの促進を積極的に進めていきたいのですが、お考えをお聞かせ下さい。

次に、2点目です。代読・代筆支援の充実を。近年、高齢化の進展に伴い、視覚障害者のみならず視力が低下した高齢者など、読み書きに障害がある人への支援の必要性が訴えられています。日常生活を送る上で、読むことと自己を表すための書くことは必要不可欠の行為といえます。しかし、視覚障害者や視力の低下した人や高齢者などには、これが十分に保障されているとはいえない状況にあります。こういった読み書きに支障がある人への支援は、共生社会の実現に向けても重要な課題となります。そこで必要になるのが、目の不自由な人を対象とした代読、代筆などの読み書き支援の充実です。あらゆる物事に関する情報化の流れが進展した今日において、情報を正確に得て、発信することは極めて重要といえます。一方、国レベルでは、平成23年7月に成立した改正障害者基本法に読み書き支援サービスを行う人の要請、派遣を国や自治体に求める規定が盛り込まれ、さらに平成25年4月に施行された障害者総合支援法の実施要綱に自治体が行う支援の一つとして代読や代筆が明記されたそうです。今後、潜在的なニーズを求めて、読み書きが困難な方への支援の必要性は一層高まると考えられます。そこで、町長にお伺いします。プライバシーを確保できる専門の支援員の養成に取り組むなど、代読、代筆支援を必要とする人のニーズに応じて、いつでも受けられる仕組みづくりを推進していただきたいのですが、お考えをお聞かせ下さい。以上2問です。よろしくお願いたします。

○議長(西岡利昌) 佐川町長。

○町長(佐川秀紀) 菊池議員のご質問にお答えします。はじめに、ヘルプカードの普及促進についてのご質問ですが、ヘルプカードは、知的障害、聴覚障害や内部障害など、さまざまな障害のある方たちが、日常生活や緊急時に周囲の支援を求める手段として活用されるもので、手助けが必要な人と手助けをしたい人を結びつける役割があります。このヘルプカードの普及は、大都市を中心に広がりつつあり、特に東京都ではヘルプカード作成のためのガイドラインを策定して、都内で統一的に活用を図っているようでございます。しかし、県内においては、これまでヘルプカードの周知、普及の動きはあまりないと思われまます。そこで、町といたしましても、緊急時や災害時においては、災害時要援護者登録制度の利用や、現在、独居高齢者等を対象に実施しております救急医療情報キットの配布を障害者にも拡大して行うなどの方法による対応を考えております。いずれにいたしましても、当面は近隣市町の動

向を見守り、ヘルプカード作成時には県内で統一的に活用できる体制を取りたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、代読、代筆支援の充実についてのご質問ですが、障害福祉サービスにおける、代読、代筆支援については、町が行っている介護給付の同行援護サービスの中で、移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援という内容で実施されております。しかしながら、このサービスを利用するには、手続きに一定の時間がかかること、サービスを提供できる事業所、サービスを提供するガイドヘルパーの数が少ないことなどの理由で、利用者は限られております。ガイドヘルパーの資格を持たない人がサービスの提供を行うことはできないことになっておりますので、代読、代筆支援をタイムリーに行うには、菊池議員さんのご指摘のとおり、守秘義務を理解した専門技術を有するボランティアの支援員の養成が必要となってまいります。こうしたボランティア養成講習会の開催は、各地の社会福祉協議会やNPO法人等が主体となって実施されつつありますので、町におきましても社会福祉協議会との連携を図りながら、ニーズに応じた支援を図れる体制づくりに取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。以上で菊池議員さんのご質問の答えとさせていただきます。

○議長（面岡利昌） 菊池伸二君。

○3番（菊池伸二） ありがとうございます。ヘルプカードにしても、代筆、代読にしても、これ東京の方からの我が党の方で地方自治にも進めてほしいということの依頼がありまして、今回取り上げさせていただきました。新聞に載った、平成14年1月5日から取り入れてる上越市なんですけれども、ここでは障害のある子供、大人が災害や事故に遭ったり、道に迷った時に助けを求めるためのヘルプカードを、対象者として送付したとあります。また、カードには緊急連絡先、保護者、学校の担任教員、施設の支援員の名前、電話番号、障害者や疾病の特徴、支援の仕方などを記入し、ケースに入れて携帯する様式を取っているそうです。また、配偶者対象は、障害のある18未満の子ども、知的障害のある人、聴覚音声機能に、また言語に障害がある人などに送付されたそうです。また、この議会でも何かあった時、弱者にすぐ支援の手を差し伸べられるということが重要ではないかということで、各町村が取り上げたそうです。この点も先ほど町長がこれからと組んでいただけるということで、安心してこれからしていきたいと思えます。また、代読にしても、やはり今のところ、先ほどおっしゃったようにやっぱりNPO法人が主にやられるということで、なかなか町としても取り上げにくいということでした。それでももう一度、砥部町でもこの代読・代筆サービスをもう一度盛り込んでいただきたいのですが、もう一度町長、お願いいたします。

○議長（面岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） ただ今の菊池議員さんのご質問にお答えさせていただきます。私も障害者福祉につきましても、一生懸命取り組んでいかなければならないというふうに思っておりますので、このことも含めまして、これからは障害者福祉には取り組んでいきたいというふうに思っておりますし、また健常者と障害者が何の隔てもなく共に暮らせる町ということで、目指してまいりたいというふうに思っております。先ほどの代筆・代読の問題につきましても、まだまだ十分その砥部町におきましても、こういったニーズがあるかというふうな

こともまだまだ把握をしておりませんので、今後の課題というふうなことで、今、都会の方ではこういう問題が起きておるといふようなことを踏まえまして、今後の課題として十分検討をさせていただきたいというふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（西岡利昌） 菊池伸二君。

○3番（菊池伸二） ありがとうございます。砥部町でも障害者の方、目の不自由な方、耳の不自由な方が約100名ほどいらっしゃるそうです。少ないと言えども、やはりそういう少ない人数に対してでも、砥部町としてこれから前進していただいて、こういう支援にも力を注いでいただきたいと思いますので、ぜひとも町長よろしく願いいたします。これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（西岡利昌） 菊池伸二君の質問を終わります。以上で一般質問を終わります。

~~~~~

### 日程第6 議案第32号 財産の取得について

○議長（西岡利昌） 日程第6議案第32号財産の取得についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松下総務課長。

○総務課長（松下行吉） 議案第32号、財産の取得についてご提案申し上げます。お手元の方の議案書、1枚ものですが、ご用意いただけたらと思います。議案第32号、財産の取得について。次の財産を取得するため、砥部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議決を求める。平成26年6月12日提出、砥部町長佐川秀紀。内容でございますが、財産の名称、パソコン等でございます。取得数量が74台。取得金額は税込みで902万8,800円。取得先は四国通建株式会社松山支店。住所は松山市平和通3丁目2番地14でございます。提案理由でございますが、職員が業務で使用しているパソコンについて、耐用年数を迎えたものを更新するため、提案するものでございます。内容について、ご説明を加えさせていただきます。町の条例では自治法に基づきまして予定価格1千万円以上の動産の買い入れ、若しくは売払いにつきましては、議会の議決をいただかなければならないこととなっております。今回、予定価格1,252万8千円。これは税込みでございますが、のパソコン等、この74台一括購入をいたしましたので、そのことにつきまして、財産取得としてご議決をいただくものでございます。買い入れの状況でございますが、6社を指名いたしまして、5月12日に入札を実施しております。入札の結果、最低価格を提示しましたこの四国通建株式会社から購入するということとしたものでございます。ちなみに予定価格に対します落札率は71.1%でございます。なおこの件につきましては5月13日付で仮契約をいたしまして、今議会に上程しておる次第でございます。ご審議賜り、ご議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（西岡利昌） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。井上議員。

○12番（井上洋一） これ74台、耐用年数の関係で取り換えるのは妥当かと思いますが、

これを取り換えればあと何台ぐらい残るんですか。それともこれが全数量でしょうか。

○議長（面岡利昌） 松下総務課長。

○総務課長（松下行吉） 今回のパソコン、これは更新でございますが、情報系のパソコンを更新いたしております。情報系パソコンは全体で246台程度でございます。これを7個の内の、失礼しました、245台ございまして、このうちの73台を更新し、1台は増えるわけでございますが、1台は新規追加という形になります。対象としましては、今申しましたように、246台ということに最終的になります。以上でございます。

○議長（面岡利昌） 井上洋一君。

○12番（井上洋一） 残り、170台程度残ると思いますが、これ今回こういうのは一括まとめてやった方が安いんだったら、まとめた方がいいんじゃないですか。それとも耐用年数の関係で、もうしばらく後というのはその辺の兼ね合いだと思いますが。当然その辺の判断で、この74台になったんだらうと思いますが、その辺ちょっと。

○議長（面岡利昌） 松下総務課長。

○総務課長（松下行吉） 井上議員のご質問にお答えいたします。パソコンにつきましては、耐用年数、やっぱりそこへ来るまでは使用した方がよろしいというふうに考えております。それぞれまとめて買っておりますので、時期的に、今回は74台ということが多くなりましたが、それを固めますと50台であるとか、40台、そういうふうなオーダーで更新することになってこようと思います。ちなみに砥部町の場合は、できる限り部局を超えてもですね、一括で入札するというのを考えてですね、集めとるわけでございます。今回につきましても、本庁舎関係、それから幼稚園、保育所関係、出先機関の関係もですね全てまとめまして、この価格となったということでございます。今後もそういうスタンスでですね、できるだけ一括で購入していくという考えは持っておりますけれども、更新時期が来るまではですね、それは使っていただくという考え方です。

○議長（面岡利昌） 他に質疑はございませんか。三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） 今、残数がございました。入札でございますので、次は他の社が取ることもあろうと思います。そうでしょ。そうすると、ここはA社、これはB社と、メンテナンスの面において、色々とその問題が生じてこようと思いますけれど、これはどの機械でも生じることでございます。ただ1つ申したいのは、このメーカーが国産じゃなかったんですかね。外国産じゃなかったですかね。国産、国産だったらいいですけど、もし外国産だったらメンテナンス面でまたお尋ねしたいと思います。

○議長（面岡利昌） 松下総務課長。

○総務課長（松下行吉） 三谷議員さんのご質問にお答えいたします。前に少しお話した時に、私が一般的には外国産のメーカーさんの方が強いですというお話をしたように覚えております。今回の分につきましては、確認しましたところ、日本の、メーカーとしては日本電気が入るということでございます。なお外国産にいたしましても、仕様と言いますか、部品等の仕様は統一されておりますので、電算係が情報をつかんでパソコンの故障とか、保証期



間、そういうふうな関係は対応できると考えております。以上です。

○議長（西岡利昌） よろしいでしょうか。他に質疑はございませんか。質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

議案第 32 号の採決を行います。本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立を願います。

[起立多数]

○議長（西岡利昌） 起立多数と認めます。ご着席ください。よって、議案第 32 号財産の取得については、原案のとおり可決されました。

○議長（西岡利昌） 本日の議事日程は、すべて終了しました。本日は、これで散会します。

午後 1 時 45 分 散会

平成 26 年第 2 回砥部町議会定例会（第 2 日） 会議録

招集年月日	平成 26 年 6 月 13 日		
招 集 場 所	砥部町議会議事堂		
開 会	平成 26 年 6 月 13 日 午前 9 時 30 分 議長宣告		
出席議員	1 番 小西昌博 4 番 松崎浩司 7 番 西岡利昌 10 番 山口元之 13 番 土居英昭 16 番 三谷喜好	2 番 古川孝之 5 番 佐々木隆雄 8 番 大平弘子 11 番 西村良彰 14 番 中島博志	3 番 菊池伸二 6 番 森永茂男 9 番 政岡洋三郎 12 番 井上洋一 15 番 平岡文男
欠席議員	なし		
地方自治法 第 121 条 第 1 項の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 佐川 秀紀 教育長 武智 省三 広田支所長 佐伯 修二 戸籍税務課長 門田 伸介 介護福祉課長 重松 邦和 生活環境課長 柿本 正 建設課長 白形 敏明 学校教育課長 坪内 孝志	副町長 総務課長 企画財政課長 会計管理者 保険健康課長 産業振興課長 国体推進課長 社会教育課長	上田 文雄 松下 行吉 大江 章吾 大野 哲郎 相原 清志 萬代 喜正 西松 伸一 前田 正則
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 丸本 正和 庶務係長 中山 晃志		
傍聴者	0 人		

平成 26 年第 2 回砥部町議会定例会議事日程 第 2 日

・開 議

- 日程第 1 報告第 2 号 砥部町土地開発公社の経営状況の報告について
- 日程第 2 報告第 3 号 株式会社グリーンキーパーの経営状況の報告について
- 日程第 3 報告第 4 号 有限会社砥部町産業開発公社の経営状況の報告について
- 日程第 4 報告第 5 号 平成 2 5 年度砥部町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 5 報告第 6 号 平成 2 5 年度砥部町事故繰越し繰越計算書の報告について
- 日程第 6 報告第 7 号 平成 2 5 年度砥部町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第 7 報告第 8 号 平成 2 5 年度砥部町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第 8 承認第 1 号 専決処分第 2 号の承認について  
(砥部町税条例等の一部改正)
- 日程第 9 承認第 2 号 専決処分第 3 号の承認について  
(砥部町国民健康保険税条例の一部改正)
- 日程第 1 0 議案第 3 3 号 砥部町の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 1 議案第 3 4 号 平成 2 6 年度砥部町一般会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 1 2 議案第 3 5 号 平成 2 6 年度砥部町水道事業会計補正予算 (第 1 号)

・散 会

平成 26 年第 2 回砥部町議会定例会

平成 26 年 6 月 13 日（金）

午前 9 時 30 分開議

○議長（面岡利昌） ただいまから本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第 1 報告第 2 号 砥部町土地開発公社の経営状況の報告について  
（報告、質疑）

○議長（面岡利昌） 日程第 1 報告第 2 号砥部町土地開発公社の経営状況の報告についてを議題とします。本件について、報告を求めます。大江企画財政課長。

○企画財政課長（大江章吾） それでは、砥部町土地開発公社の 26 年度の予算及び 25 年度の決算状況をご報告申し上げます。報告第 2 号、砥部町土地開発公社の経営状況の報告について、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、砥部町土地開発公社の経営状況を別紙のとおり報告する。平成 26 年 6 月 13 日提出、砥部町長佐川秀紀。砥部町の土地開発公社でございますけれども、現在、土地を所有しておりません。土地の先行取得などの事業も行っておりません。そのため、25 年度の支出はございません。預金利息と出資金の配当分、資産が増加し、26 年度に受け継いでおります。それでは、平成 25 年度決算からご説明いたします。18 ページをご覧ください。26 年度のキャッシュ・フロー計算でございます。1、事業活動によるキャッシュ・フローの（1）利息の受取額が 3,326 円でございます。以下支出はございません。そのため、一番下の 6、現金及び現金同等物期末残高が 3,326 円増加し、1,115 万 6,437 円となっております。この現金及び現金同等物でございますが、その 1,115 万 6,437 円と出資証券の 1 万円を合わせた 1,116 万 6,437 円が 25 年度末の公社のすべての財産でございます。その内容につきまして、15 ページをご覧ください。その財産の内訳でございます。財産の部の 1、流動資産で、普通預金が 115 万 6,437 円。定期預金が 1 千万円。この定期預金につきましては、500 万円のもの 2 口、そのうち 1 口は町からの出資金でございます。固定資産といたしまして、出資証券が 1 万円でございます。合計 1,116 万 6,437 円でございます。この内容につきましては、4 月 21 日に土居監事、大野監事に審査をしていただき、5 月 16 日の公社理事会で審議をしていただきました。次に平成 26 年度の予算についてご説明を申し上げます。3 ページをお願いいたします。平成 26 年度砥部町土地開発公社予算です。26 年度予算は 2 月 25 日に公社理事会を開催し、審議をしていただき、決定していただきました。26 年度も公社での公有地の取得、土地造成事業など、事業計画はございません。第 2 条にありますように、収入支出予算の総額は、収入、支出それぞれ 616 万 9 千円と定めています。予算の内容ですが、4 ページをお願いいたします。平成 26 年度の収入は、1 款、1 項、繰越金が 616 万 6 千円。受取利息が 2 千円。雑収入が千円で、合計 616 万 9 千円。支出でございますが、1 款 1 項一般管理費が 4 万円。2 款、1 項、予備費が 612 万 6 千円で、合計 616 万

9千円でございます。この予算に伴う26年度末の財産状況でございますが、10ページをご覧ください。平成26年度の予定貸借対照表でございます。26年度末で1,112万9千円の資産を持つ予定でございます。その内容は、現金と有価証券でございます。以上で報告第2号、砥部町土地開発公社の経営状況についてのご報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。ございませんか。

[質疑なし]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。以上で、報告第2号を終わります。

~~~~~

## 日程第2 報告第3号 株式会社グリーンキーパーの経営状況の報告について

### (報告、質疑)

○議長（西岡利昌） 日程第2報告第3号株式会社グリーンキーパーの経営状況の報告についてを議題とします。本件について、報告を求めます。萬代産業振興課長。

○産業振興課長（萬代喜正） それでは、報告第3号についてご説明いたします。株式会社グリーンキーパーの経営状況の報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社グリーンキーパーの経営状況を別紙のとおり報告いたします。平成26年6月13日提出、砥部町長佐川秀紀。まずはじめに25年度の決算からご説明申し上げます。5ページをお願いいたします。期間は25年4月1日から26年3月31日まででございます。6ページをお願いいたします。貸借対照表、資産の部、右上の決算額を見ていただけたらと思います。

1の流動資産8,306万8,756円。内訳といたしまして、現金預金、売掛金、棚卸資産、未収入金。この未収入金につきましては、586万1,467円につきましては、町からの人材育成費400万円と県の担い手確保育成対策補助金186万1,467円でございます。2の固定資産でございますが、有形固定資産12万1,878円。無形固定資産7万4,984円。それと木材企業と取引をするための保証金10万円で、固定資産合計29万6,862円でございます。資産の部合計8,336万5,618円でございます。7ページをお願いいたします。負債の部でございます、右上の決算額をお願いいたします。1の流動負債でございますが、456万3,649円。内訳といたしまして、未払金、未払法人税、未払消費税、預り金でございます。預り金につきましては、職員の社会保険料、所得税の預り金でございます。負債の部合計456万3,649円でございます。次に純資産の部でございます。1の資本金1億100万円と3の利益剰余金マイナス2,219万円8,031円を足しますと、株主資本は7,880万1,969円となっております。以上、純資産の部合計7,880万1,969円、負債、純資産の部合計8,336万5,618円となっております。次に8ページをお願いいたします。損益計算書でございますが、1の売上高3,437万2,506円でございます。内訳といたしまして、林業収入と運送収入の合計でございます。2の売り上原価はございませんので、売上総利益につきましては3,437万2,506円となっております。

3の販売費及び一般管理費につきましては、3,950万1,130円下がっております。詳細につきましては、9ページをお願いいたします。右が25年度決算額です。左が24年度決算額でございます。合計欄の前年度対比といたしまして、1,515万1,707円、必要経費が減額となっております。主な原因につきましては、左の科目のところ、修繕費のところを見ていただけたらと思います。真ん中のところ辺にあります。約960万が248万となっておりますが、これは作業機械の修繕費関係でございますが、平成24年度に作業機械の大きな修繕をすべて実施しました。それによる25年度の修繕費が大幅に減少したことと、職員の退職に伴う給料、法定福利費の減少によるものでございます。8ページに戻っていただきまして、1の売上高から3の販売費及び一般管理費を引きますと、営業損失は512万8,624円となります。4の営業外収益がございしますが、3万1,343円がありますので、経常損失は509万7,281円ということになりました。6の特別利益、補助金でございしますが、586万1,467円でございますが、砥部町からの人材育成事業交付金でございます。次に担い手確保育成対策事業を実施した補助金186万1,467円でございます。なお、25年度には利益があったため、町からの交付金800万円を400万円に減額して交付しております。以上、税引き前当期純利益76万4,186円から法人税、住民税および事業税53万500円を引きますと、当期の純利益は23万3,686円となっております。なお、4ページに25年度の事業報告を記載しております。真ん中どころでございますが、平成25年度株式会社グリーンキーパーは砥部町森林組合より搬出間伐作業道開設等の素材生産事業及び町の入札や、見積もり入札や、一般の方からの依頼による支障木の伐採等の事業を行ったとなっております。それでは、11ページをお願いいたします。平成26年度の事業計画でございます。経営方針でございます。平成25年度に行った経営コンサルタントによる経営診断の調査結果に基づき、26年5月より1名を臨時新規採用し、現場作業員を5名、事務員を1名、計6名でスタートした。施業地域等、森林組合との連携を密にし、現場が途切れることなくスムーズに流れ、搬出量の増大に繋がりたいと考えている。そのためにも、高性能林業機械は欠かせないものである。自社重機は老朽化が進み、使用不可能になることは確実であるため、リース機の導入に対応していく予定である。このような状況の中で、地球温暖化防止や自然災害防止などの観点から森林整備が必要であるが、関係機関にとって今以上に厳しい状況になるものと思われませんが、従業員一同コスト削減、搬出量増及び安全作業を目標に努力してまいります。株主各位、また町民の方々の一層のご理解とご支援並びにご指導を賜りますようお願い申し上げますとしております。12ページをお願いいたします。平成26年度収支予算でございますが、真ん中、平成26年度予算でございます。

1、売上3,380万円。2、販売費及び一般管理費4,142万5千円。3、営業外収益2万円。4、特別収益1,103万円を見込んでおります。1と2、売上高と販売及び一般管理費の計算内訳は13ページに記載しております。なお、4の特別利益1,103万円につきましては、町からの人材育成補助金800万円、県の担い手確保育成対策補助金等290万円。また、県森連人材育成費13万円を見込んでおります。以上、当期純利益は192万5千円を見込んでおります。以上報告とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。9番政岡洋三郎君。

○9番（政岡洋三郎） お尋ねします。13ページの売上高計算書の内訳の中で、担い手育成補助金が290万となっておりますが、町の一般会計予算では343万5千円予算が上がっておったと思うんですが、この予算どおりの額を上げるんじゃないんでしょうか。それと、大変幼稚な質問をするんですが、7ページの貸借対照表の中で、三角とマイナスがあるんですが、この使い分けを教えてくださいと思いますが。以上2点お願いします。

○議長（西岡利昌） 萬代産業振興課長。

○産業振興課長（萬代喜正） まず、7ページのマイナスと三角の使い分けですけれども、利益剰余金につきましては、ソフトの中でその中でプラスになる場合もあればマイナスになる場合という形の中での、ソフトの中でそういう表示の仕方で組み込まれておるということでございますので、そういう形の中でこういう表示の仕方で出てまいります。それと補助金関係でございますが、13ページ、26年度の予算書でございますが、担い手育成確保補助金でございますが、この段階ではまだ打ち切り決算、企業会計、グリーンキーパーにつきましては、3月31日打ち切り決算で、事業関係がまだまだ明確でなかったもので、予定としてこのレベルということで予算上げておりますので、また、実質の段階でこの金額については動くわけでございます。以上で説明とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 9番、政岡洋三郎君。

○9番（政岡洋三郎） ソフトのことで言われておるんですけど、会計上そうなっとんのか、ただソフトがそうなっとんのか、どちらなんですか。

○議長（西岡利昌） 萬代産業振興課長。

○産業振興課長（萬代喜正） 政岡議員さんのご質問にお答えします。利益剰余金でございますので、この分につきましては、プラスとマイナスが出てくるという形の中で、表示の中で、三角が出ておりますけれども、これにつきましては、下の累積関係の、累積預かりの出てきた中で、一応三角という表示の仕方で今まで従来どおり表示しとるということでございまして、これ以上私の方で詳しくはその表示の仕方については把握しておりません。

○議長（西岡利昌） 9番、政岡洋三郎君。

○9番（政岡洋三郎） これはソフトを変えると何か何とかして同じにしていくべきじゃないかなと思うんですけども、どんなんですか。

○議長（西岡利昌） 萬代産業振興課長。

○産業振興課長（萬代喜正） この分のソフトの関係の分につきましては、決算のやり方につきましては、株式会社グリーンキーパー、別会社でございますので、その中の方で大株主の砥部町として改善してほしいという申し出をしたいと思っております。

○議長（西岡利昌） 他にございませんか。質疑を終わります。以上で、報告第3号を終わります。

日程第3 報告第4号 有限会社砥部町産業開発公社の経営状況の報告について

(報告、質疑)

○議長（西岡利昌） 日程第3報告第4号有限会社砥部町産業開発公社の経営状況の報告についてを議題といたします。本件について、報告を求めます。萬代産業振興課長。

○産業振興課長（萬代喜正） それでは、報告第4号についてご説明いたします。有限会社砥部町産業開発公社の経営状況の報告でございます。地方自治法第243条の3第2項の規定により、有限会社砥部町産業開発公社の経営状況を別紙のとおり報告いたします。平成26年6月13日提出、砥部町長佐川秀紀。まず、25年度の決算からご説明申し上げます。4ページをお願いいたします。平成25年4月1日から平成26年3月31日まで。次のページをお願いいたします。貸借対照表資産の部、右上の決算額を見ていただけたらと思います。1の流動資産304万811円。内訳といたしまして、現金預金、棚卸資産、仮払金、未収入金で、この未収入金でございますが、226万6,085円の主なものは3月分の指定管理料、公園清掃受託料61万9,500円。3月分の売店手数料96万3,577円でございます。2の固定資産でございますが、44万9,640円でございます。内訳といたしまして、有形固定資産29万7,180円。これは農業集落排水施設でございます。無形固定資産14万5,600円。電話加入権でございます。投資その他の資産、車のリサイクル料6,860円でございます。1の流動資産と2の固定資産を足しまして、資産の部合計349万451円でございます。6ページをお願いいたします。負債の部でございます。1の流動負債でございますが、172万4,254円でございます。内訳としまして、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等、預り金でございます。2の固定負債でございます。274万6,045円。そのうち長期借入金は陶芸舎の農業集落排水整備の借入金6万2千円でございます。以上、1の流動負債と2の固定負債を足しまして、負債の部合計は447万299円でございます。次に純資産の部、1の資本金533万円と3の利益剰余金マイナス630万9,848円を合計しまして、株主資本はマイナス97万9,848円となっております。資産の部、純資産の部、一番下でございますが、マイナス97万9,848円。負債、純資産の部合計349万451円となっております。次に7ページをお願いいたします。損益計算書でございます。右上をお願いします。1の売上高1,790万4,243円。内訳といたしまして、売店売上高540万8,503円。管理指定利用、年間519万9千円。この中で管理委託料でございますが、519万9千円の内訳でございますが、指定管理料の年間396万円と、神の森公園、長曾池公園の管理受託料123万9千円でございます。売店手数料675万6,740円。これは販売手数料12%等でございます。賃貸料収入54万円、年間でございますが、これは陶芸舎の家賃月4万5千円の12か月分でございます。2の売上原価は432万2,387円。売店仕入高468万3,805円で、期末棚卸資産が63万8,237円がございまして、売上総利益は1,358万1,856円となっております。3の販売費及び一般管理費につきましては、1,422万7,175円となっております。内訳につきましては、申し訳ないですが8ページの方を見ていただ



たらと思います。右が25年度決算額、左が24年度決算額で、合計欄の比較でございますが、大きな増減はございません。7ページに戻っていただきまして、2の売上総利益から販売費及び一般管理費を引きますと、3の営業損失は64万5,319円となっておりますが、4の営業外収益85万6,914円でございます。これは自動販売機等の手数料でございます。計上利益21万1,595円ということになりました。以上、税引前当期純利益21万1,595円から、法人税、住民税及び事業税8万1,400円を引きますと、当期純利益は13万195円となっております。なお、2ページ3ページに平成25年度の事業報告を載せております。次に10ページ11ページをお願いいたします。それでは、平成26年度事業計画についてご説明いたします。役員会、社員総会につきましては、平成26年5月20日実施しました。(1)顧客サービス方針につきましては1から3、2の販売及び収益に関する方針でございます。これにつきましては4番目、現在、自社仕入れにて、味噌アイスクリーム、肉まん、ソフトクリーム、ペットジュース等の販売は、自社買い入れでという形の方で、保存が利くものにつきましては、そういう拡大をし、収益増加に繋げていくといったということでございますが、年度途中からの適用でございます。また5番目でございますが、デイサービス業者の利用が増加傾向にあるため、今後もそういう業者にPRしてイベント関係の情報をして、多くの方々に来ていただきたいという考え方でございます。考え方で実施したいということでございます。次に経費縮減でございますが、これにつきましては1から3としております。(4)でございますが、人員配置につきましては、正職員1名、パート3名で運営していくということでございます。また、この施設管理に関する方針につきましては、従来のとおりの方で努力するというところでございます。なお、(6)の営業日につきましては、全日営業が基本でございますが、12月31日から1月3日までは休みということにしております。なお、4月から10月までは時間延長、時間延長ということで、8時から18時、従来なら17時なんですけれども、昼間の時間が長いということで、お客様サービスということで、1時間延長。ただし11月から3月につきましては、従来どおりの8時から17時ということにしております。次に14ページをお願いいたします。平成26年度収支予算書でございます。左の欄、収入の部でございます。売店販売手数料は680万円。売店売上料は120万円。賃貸料は54万円。陶芸舎の家賃月4万5千円。指定管理料年間407万円。公園の管理受託料127万円。雑収入80万円。主なものは自動販売機の手数料でございます。合計1,468万円としております。支出の部につきましては、右の欄のとおりでございますが、下から2段目の純利益を3万8千円を見込みまして、合計1,468万円としております。以上報告とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長(面岡利昌) 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。5番、佐々木隆雄君。

○5番(佐々木隆雄) 萬代課長にお尋ねします。3ページのところに催事の企画運営ということで、4月以降毎月のようにいろんなこう企画をされて、これの結果がですね、なにかこう数字で出てればもう少し評価もできるんじゃないかなと思うんですね。こういう催事でどれぐらいの、例えば売り上げの中のウエイトがどんだけぐらいありましたとかですね、そ

うということがあると、ああよく頑張ってるんだとか、ちょっと頑張りが足りないんじゃないかなとか、そういう評価がもう少しし易くなるんで、できればそういうふうなのがあればいいなというふうに思いました。それとの関係で、今度 11 ページのところ、12 ページのところには、今年度やったような企画の中身が全然出てないんで、やらないということではないんだと思うんですけども、この 25 年度の実績を踏まえて、さらに工夫をしてもらえればいいのかというふうに思いますので、その辺 1 つ要望として付け加えさせていただいたらと思います。それからあと 11 ページでインターネットを活用した販売を促進していくということで、(2) のところに方針の中にあるんですが、具体的にはどんなものをどのような形で考えられてるのか、紹介いただければと思います。

○議長（西岡利昌） 萬代産業振興課長。

○産業振興課長（萬代喜正） 佐々木議員さんのご質問にお答えします。まず 3 ページのそれぞれ (6) の催し物の企画でございますが、これにつきましては、役員会でも総会でもご指摘がございまして、当然そこにはレジ通過者とか、あとは推測の来客数とかいう形のものがないと非常に見づらいということで、役員会でも指摘がございましたので、産業開発公社の役員会でございます。それについては指示しております。私の方からそれにつきましては指示しております。次に 25 年度、26 年度の比較でございますけれども、努力いたします。それとインターネットにつきましては、現実的にインターネットは不可能なんですけど、産業開発公社の方が一応どういうものかということで、調査するという形の中で、項目を入れただけで、役員会でもその点については質問がありました。その中で調査をするということだけで、実際本当に運営ということになったなら、大変な手間と職員数が足りないんじゃないかと推測、私どもは推測しておる状態でございます。以上報告とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） よろしいでしょうか。他に質疑は。10 番、山口元之君。

○10 番（山口元之） この開発、産業開発公社の件ですけど、これ以前からもう町が手を引いてもいいんじゃないかという意見もありました。その点は町長どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（西岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） ただ今の山口議員さんのご質問ですけれども、手を引くという理由がわからない、どういう、手を引くというのはどういうことを言う。

○議長（西岡利昌） 山口元之君。

○10 番（山口元之） 手を引くというか、役員を引いたらどうでしょうか、という意見だったんです。自主運営にすればどうでしょうかという、合わせて。

○議長（西岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 今の質問でいきますと、この産業開発公社については、町がかなり出資をしておりますが、そういう形で役員を送り込んでおりますけれども、役員をもう引いて自主運営をせいというような意味でございましょうか。なかなか、これは、そういう形もできますけれども、いずれにしても指定管理というふうな形で従来のように受託費を支払って、

運営をしてもらえないかというふうに思っておりますし、そういう意味であれば町が関与しておる方が少しはスムーズにいくかなというふうには思っておりますけれども、そのあたりも研究はさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 山口元之君。

○10番（山口元之） 指定管理しているから町が見んといかんと。じゃあ他にも指定管理しとるところはありますが、そういうこともやってないと思います。逆に町がかんでいった方が、働きよる人とか関係者の意欲、後ろの親方日の丸がついてると、そういうふうなことも逆に考えられると思うんですよ。だから営業時間にしてもですね、こういうふうに町が決めて冬場は何時から、夏場は何時からとかいうて決めてますけど、その時のお客さんの状況とか、そういうふうによって臨機応変に自分とこでも営業ができると思うんで、指定管理は指定管理で400いくらののはやっても、従来どおりやっていってもいいと思うんですけど、やはり自分らで少しでもようするという努力をしていってもらった方がいいんじゃないかと思うんですが、どう思われますか。

○議長（西岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 民間の会社とは違いますけれども、今の従業員の方が町が関与しなくて自分らで自主的に頑張った方が、いろんな意味で向上するんじゃないかというご意見かと思っておりますけれども、この問題につきましては、そういうふうであればいいわけでございますけれども、なかなか難しい問題もあらうと思っておりますので、そのあたりの自主運営がうまくいくかどうかは十分、産業開発公社の社長もおりますので、検討をさせたいと思っております。

○議長（西岡利昌） よろしいでしょうか。他に質疑はありませんか。質疑を終わります。以上で、報告第4号を終わります。

~~~~~

日程第4 報告第5号 平成25年度砥部町繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第5 報告第6号 平成25年度砥部町事故繰越し繰越計算書の報告について

（報告、質疑）

○議長（西岡利昌） 日程第4報告第5号平成25年度砥部町繰越明許費繰越計算書の報告について及び日程第5報告第6号平成25年度砥部町事故繰越し繰越計算書の報告についてを一括議題といたします。本件について、報告を求めます。大江企画財政課長。

○企画財政課長（大江章吾） 報告第5号平成25年度砥部町繰越明許費繰越計算書及び報告第6号平成25年度砥部町事故繰越し計算書につきまして、ご報告させていただきます。はじめに繰越明許費について報告をいたします。報告第5号平成25年度砥部町繰越明許費繰越計算書の報告について。平成25年度砥部町繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。平成26年6月13日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは2ページの繰越計算書をご覧ください。7件の明許繰越がございます。まず総務費の交通安全施設設置事業でございますが、設置場所の選定作業等で第二期

工事分の実施が遅れたため、繰り越したものでございます。民生費の臨時福祉給付金支給事業でございます。これにつきましては、チラシ、申請書等の企画が固まらなかったということで、その印刷に関する経費を繰り越したものでございます。同じく民生費の子ども・子育て支援事業計画策定事業でございますが、電子システム構築に関する経費でございます。利用者負担等国が示す事項が、平成26年度当初を目処に示すということとされたため、年度内に完成ができなかったものでございます。衛生費の水道事業会計出資金でございますが、上水道第八次拡張事業に関する工事が繰り越されたため、一般会計の出資金も繰り越したものでございます。商工費の国道33号砥部焼モニュメント設置事業でございますが、モニュメント制作に時間を要したため、モニュメント制作費の一部と設置工事費を繰り越したものでございます。土木費の町道原町高尾田線舗装補修工事負担金でございますが、公共下水道工事の舗装復旧工事で、道路管理者が負担するものでございます。当該公共下水道工事が繰り越されたことにより、繰り越したものでございます。教育費の坂村真民記念館駐車場用地購入でございますが、年度内に所有権移転が、移転登記ができなかったため繰り越したものでございます。これらの財源でございます。右をご覧ください。既収入特定財源といたしまして、交通安全対策特別交付金と、県道改良に伴い、売却した坂村真民記念館の土地の売却代金を充てております。未収入特定財源といたしまして、臨時福祉給付金事業に国庫補助金を、子ども子育て支援事業計画策定事業に県補助金を充てております。残りが一般財源でございます。次に事故繰越について報告をいたします。

報告第6号平成25年度砥部町事故繰越計算書の報告について。平成25年度砥部町事故繰越し繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告する。平成26年6月13日提出、砥部町長佐川秀紀。2ページの繰越計算書をご覧ください。土木費の八倉地区防災対策事業でございます。事故繰越につきましては、年度内に完成する予定で契約をしたが、避けがたい事故のために支出を終わらなかったものについて繰り越すものでございます。当該事業につきましては、年度内に完了する予定で契約を行いました。用地交渉に不測の日数を要したため、年度内に所有権移転登記ができず、繰り越したものでございます。先に説明をいたしました繰越明許費と共に概要ではございますが、資料をつけておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。以上簡単ではございますが、報告第5号平成25年度砥部町繰越明許費繰越計算書及び報告第6号砥部町事故繰越繰越計算書につきまして、ご報告を申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。以上で、報告第5号及び報告第6号を終わります。

日程第6 報告第7号 平成25年度砥部町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

日程第7 報告第8号 平成25年度砥部町水道事業会計予算繰越計算書の報告について  
(報告、質疑)

○議長(西岡利昌) 日程第6報告第7号平成25年度砥部町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について及び日程第7報告第8号平成25年度砥部町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを一括議題といたします。本件について、報告を求めます。

柿本生活環境課長。

○生活環境課長(柿本正) 報告第7号及び第8号についてご説明申し上げます。まず、報告第7号平成25年度砥部町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について。平成25年度砥部町公共下水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり調製したため、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。平成26年6月13日提出、砥部町長佐川秀紀。公共下水道事業会計は、ご案内のとおり平成23年度より企業会計へ移行をいたしましたので、地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越について報告するものでございます。お手元の資料、裏面の2ページと別紙資料をご覧ください。平成25年度の公共下水道事業会計予算において、年度内に完了することができないことから、繰越計算書のとおり、予算を繰り越して使用するものでございます。翌年度への繰越は2事業で、表の一番下、左から4番目の枠をご覧ください。翌年度繰越額合計は6,100万円となります。内訳は下水道整備工事費4,400万円。そのうち1,053万4千円は砥部中央幹線管渠敷設工事、下水道全体計画変更に伴い、砥部町中央幹線本管修正設計に不測の日数を要したことによるものでございます。残り3,346万6千円は下水道管理設後の全面舗装工事について国の2月補正でいただいた補助対象事業費1,600万円も含む金額について、未契約の状態に繰り越すもので、完了は26年8月末を予定しております。次に物件移転補償につきましては、麻生ニュータウンにおけるガス管移設工事が他事業との調整に不測の日数を要したため、1,700万円を繰り越すもので、平成26年6月末の完成を予定しております。繰越額の財源につきましては、既収入特定財源は国庫支出金290万円と、企業債610万円。未収入特定財源として国庫支出金1,326万7千円。企業債3,080万円。一般会計負担金500万円。過年度損益勘定留保資金293万3千円でございます。

続きまして報告第8号をご説明いたします。平成25年度砥部町水道事業会計予算繰越計算書の報告について、平成25年度砥部町水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり調製したため、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。平成26年6月13日提出、砥部町長佐川秀紀。水道事業会計は公営企業法の予算の繰越規定によりまして、予算を繰り越して使用するため報告するものです。お手元の資料裏面2ページの計算書と別紙資料をご覧ください。平成25年度水道事業会計繰越について、年度内に完了することができないことから、繰越計算書のとおり予算を繰り越して使用するものでございます。翌年度

への繰越は2事業で、表の一番下、左から4番目の枠、翌年度への繰越額は1億3,200万円となります。内訳は上水道資本的支出、建設改良費の南ヶ丘地区配水管布設替事業2件につきまして、下水道工事区域変更並びに区域拡大により修正設計に不測の日数を要したため、5,200万円を繰り越すもので、26年7月末の完了を予定しております。次に砥部町上水道第8次拡張事業は、導水管及び送水管布設工事2件と第2、第3水源地の移動改修工事につきまして、詳細設計に不測の日数を要したため、8千万円を繰り越すもので、27年2月末の完了を予定しております。繰越額の財源につきましては、既収入特定財源は国庫支出金110万円と、企業債1,260万円。一般会計出資金1,270万円。未収入特定財源としましては、国庫支出金190万円。企業債2,580万円。一般会計出資金2,590万円と、過年度損益勘定留保資金5,200万円でございます。以上、報告第7号、第8号についての説明とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。以上で、報告第7号及び報告第8号を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開は午前10時40分の予定です。

午前10時24分 休憩

午前10時40分 再開

~~~~~

#### 日程第8 承認第1号 専決処分第2号の承認について（砥部町税条例等の一部改正）

##### （説明、質疑、討論、採決）

○議長（西岡利昌） 再会します。日程第8承認第1号専決処分第2号の承認についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。門田戸籍税務課長。

○戸籍税務課長（門田伸介） それでは、承認第1号専決処分第2号の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。平成26年6月13日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは2ページの専決処分書をご覧ください。専決第2号専決処分書でございますが、平成26年3月31日付で、地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、砥部町税条例平成17年砥部町条例第54号及び砥部町税条例の一部を改正する条例、平成25年砥部町条例第22号の一部を改正することについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行ったものでございます。今回の改正の内容でございますが、新旧対照表で説明をさせていただきます。それではお手元の承認第1号資料1の砥部町税条例、平成17年砥部町条例第54号新旧対照表の1ページをお開きください。第23条、町民税の納税義務者等の第2項でございますが、外国法人の事業を行える場所について、地方税法施行令で規定されていたも

のが法人税法において外国法人の恒久的施設が定義されたことに伴い、所要の規定の整理を行ったものです。また、第3項では、規定の明確化のための整理を行いました。次に1ページから2ページにかけて、第33条所得割の課税標準の第5項でございますが、地方税法の一部改正により新たに特定株式等譲渡対価等についての号が追加定義されたことに伴い、号のずれの整理を行いました。続きまして同じく2ページの第34条の4、法人税割の税率についてでございますが、今回の改正で地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、消費税8%段階におきまして、法人町民税の法人税割の税率を100分の14.7から100分の12.1に引き下げることとし、この税率引き下げ分相当2.6%でございますが、これについては、国税といたしまして地方法人税を創設し、その税込額を地方交付税の財源とすることとなったことに伴う所要の規定の整備を行ったものでございます。なお、今回の税率引き下げによる影響額につきましては、この新税率適用が平成26年10月1日以後の事業年度開始からの適用となるため、平成26年度は影響はございません。平成27年度からの法人の予定申告、それから確定申告の税率が対象となってまいります。平成25年度の決算額で影響額を見込みました。約1,150万円程度の減額となる見込みでございます。それで、この税率引き下げ分相当を財源とした地方交付税等の額につきましては、現段階では具体的な交付額等は不明でございます。続きまして2ページから3ページにかけて、第48条、法人の町民税の申告納付の第2項及び第5項でございますが、法人税法において外国法人に係る外国税額控除制度が新設されたことに伴う所要の規定の整備を行ったものです。続きまして3ページから4ページにかけて第52条、法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金。これにつきましては法人税法におきまして、外国法人に係る申告納税制度が規定されたことに伴う所要の規定の整理を行ったものでございます。続きまして4ページから5ページにかけて、第57条、59条についてでございますが、平成24年8月、子ども子育て関連三法が成立したことに基づき、子ども子育て支援新制度が構築され、この新制度に関わる固定資産税の非課税措置として、小規模保育事業の用に供する固定資産に係る非課税措置、それから認定こども園の用に供する固定資産に係る非課税措置の、この2項目が新たに創設されたことによる条のずれの整理を行っております。続きまして5ページから6ページにかけて、第82条、軽自動車税の税率についてでございますが、この条項の説明につきましては、この新旧対照表とお手元の別添資料3を併せてご覧いただければと思います。資料3につきましては現行の税率、それから改正後の税率を表にして表しておりますので併せてご覧下さい。平成27年度以降の年度分の軽自動車税について、原動機付自転車、2輪の軽自動車及び2輪の小型自動車に係る標準税率を現行の約1.5倍に引き上げたうえで、引き上げ後の税率が2千円に満たない場合は2千円とし、また三輪以上の軽自動車及び小型自動車、小型特殊自動車に係る標準税率を自家用乗用車及び小型特殊自動車に含まれる農耕作業用の特殊自動車については、現行の1.5倍に、その他の区分の車両については、現行の約1.25倍に引き上げ、もっぱら雪上を走行するものについては、新規に税率を3,600円とする規定の整備を行いました。なお、軽自動車等三輪以上の軽自動車でございますが、これにつきましては、

平成 27 年 4 月 1 日以後に最初の新規検査を受けるものから新税率を適用することとなります。新規検査というのは、新車で登録する時に受ける検査のことです。それで、この改正による影響額でございますが、27 年 4 月からの新車、新しく登録された車の増額分は含めずには、平成 26 年度当初の軽自動車税を基に試算すると 440 万円程度の増額見込みでございます。続きまして附則でございますが、6 ページから 7 ページにかけて、附則第 4 条の 2 公益法人に係る町民税の課税の特例でございますが、これにつきましては、租税特別措置法の改正に伴う所要の規定の整理を行ったものです。続きまして 7 ページから 15 ページにかけて、附則第 6 条、附則第 6 条の 2、附則第 6 条の 3、これらにつきましては、単に課税標準の計算の細目を定めるものであることから、条例の性格を踏まえ、規定を削除することとなりました。続きまして 15 ページから 16 ページにかけて、附則第 7 条の 4、寄附金税額控除における特例控除額の特例でございますが、個人の町民税の課税の特例規定の改正に伴う条のずれの整備を行いました。続きまして同じく 16 ページ附則第 8 条、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例でございますが、肉用牛の売却による事業所得の課税の特例について、適用期限が 3 年延長し、平成 30 年度分までを個人住民税について適用となったことに伴い、規定に整理を行ったものでございます。続きまして 16 ページから 17 ページにかけて、附則第 10 条の 2、法附則第 15 条の第 2 項第 1 号等の条例で定める割合でございますが、この表題の法附則第 15 条第 2 項というのは、固定資産税の課税標準の特例のことです。今回の改正によりまして、公害防止用設備、それから浸水防止用設備、ノンフロン製品に係る課税標準の特例措置が、わが町特例として導入されたことに伴い、規定の整理を行ったものでございます。続きまして 17 ページから 18 ページにかけて、附則第 10 条の 3、新築住宅等に対する固定資産税の減免の規定の適用を受けようとする者がすべき申告でございますが、耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に対する減額措置が新たに創設されたことに伴い、第 9 項を新設する規定の整備を行いました。続きまして 18 ページから 19 ページにかけて、附則第 16 条、軽自動車税の税率の特例でございますが、先ほどの資料 3 をもう一度見てもらったらと思います。そちらの方に重課税率②と書いているところをご覧ください。軽自動車税におきましても、グリーン化を進める観点から平成 28 年度分より三輪以上の軽自動車に対して、当該軽自動車は初めて道路運送車両法による車両番号の指定を受けた月から起算して、14 年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税について、改正後の標準税率のおおむね 20% の重課を適用することとなったことに伴い、規定の整備を行いました。具体的に言いますとたとえば、平成 26 年 6 月、今月に新車を購入した場合、旧の税率、7,200 円の税率がずっと続くわけなんですけども、13 年を超えて 14 年目を経過した月の属する年、年度以後の税金については、1 万 2,900 円になるということです。平成 40 年度より 1 万 2,900 円の重課を適用することとなります。続きまして 19 ページから 20 ページにかけて、附則第 17 条の 2、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡取得に係る町民税の課税の特例でございますが、今回の改正により、この課税の特例について、軽減税率の適用期限が平成 29 年度ま



で3年延長されたことに伴い、規定の整理を行ったものでございます。続きまして、20 ページから 21 ページにかけて、附則第 19 条一般株式等に係る譲渡取得等に係る個人の町民税の課税の特例でございますが、所得税の課税標準の規定を明確化するために、規定の整理を行ったものでございます。続きまして同じく 21 ページ附則第 19 条の 2、上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例でございますが、租税特別措置法の改正に伴い、上場株式等に係る譲渡所得の課税の特例の規定を明確化するために、規定の整理を行いました。続きまして 21 ページから 22 ページにかけて附則第 19 条の 3、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例でございますが、租税特別措置法の非課税口座内少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税措置の改正に伴い、所要の規定の整理を行ったものでございます。続きまして 22 ページから 23 ページにかけて附則第 21 条、旧民法第 34 条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告でございすが、旧民法第 34 条の規定により設立された社団法人又は財団法人から一般社団法人又は一般財団法人に移行しました法人が設置する施設で、以降の日の前日において非課税とされていた固定資産税について、平成 25 年度分まで非課税措置を継続する措置が廃止になったことに伴い、規定の明確化等の整理を行ったものでございます。続きまして 23 ページから 24 ページにかけて、附則第 21 条の 2 でございますが、こちらも旧民法第 34 条の法人から移行した法人等に係る地方税の特例についての地方税法附則の改正に伴う条のずれの整理を行ったものでございます。続きまして 24 ページから 30 ページにかけまして、附則第 22 条、それから附則第 22 条の 2、それから附則第 23 条、これらの東日本大震災に係る特例については、条例の性格を踏まえ、必ず条例によって定めなければならないこととされている事項を除き、条例には規定しないこととされたことに伴い、規定を削除いたしました。続きまして 30 ページの附則第 22 条及び附則第 23 条につきましては、先ほどの附則第 22 条、22 条の 2、23 条の規定を削除したことにより、それぞれ規定の繰り上げを行いました。続きまして本則の第 2 条砦部町税条例の一部を改正する条例の一部改正でございすが、お手元の承認第 1 号資料 2 砦部町税条例の一部を改正する条例、平成 25 年砦部町条例第 22 号、新旧対照表、第 2 条による改正の 1 ページをご覧ください。改正内容につきましては、附則第 20 条の 5 を削る改正規定の次に、附則第 21 条の 2 中の規定について、旧民法第 34 条の法人から移行した法人等に係る地方税の特例についての改正に伴う条のずれの整備を行う規定を追加したものでございます。それから附則第 1 条施行期日及び附則第 2 条経過措置につきましては、規定を明確化するための整備を行ったものでございます。それでは処分書の方にお戻りください。処分書の 6 ページをお開きください。附則でございすが、附則第 1 条は施行期日について。この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各項に掲げる規定は当該各号に定める日から施行するとして、第 1 号から第 8 号まで規定したものです。次に附則第 2 条は町民税に関する経過措置について、それから附則第 3 条は固定資産税に関する経過措置について、それから附則第 4 条、附則第 5 条、附則第 6 条につきましては、軽自動車税に関する経過措置についてそれぞれ各条項におきます施行期日について規定をしております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（西岡利昌） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。16番、三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） 承認第1号資料3の中に、小型特殊自動車とございます。この中に農耕作業用のものというのと、その他のものというふうに分かれておりますが、トラクターはこれどちらの方に該当するのでございましょうか。

○議長（西岡利昌） 門田戸籍税務課長。

○戸籍税務課長（門田伸介） ただいまの三谷議員さんのご質問でございますが、トラクターにつきましては農耕作業用の車に該当いたします。その他のものと言いますのは、営業用で使っておりますフォークリフトとか、償却資産に該当するような大きな作業用の車が該当いたします。以上で三谷議員さんの質問のお答えにさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 他に質問はございませんか。ございませんか。

[質疑なし]

○議長（西岡利昌） 質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

承認第1号の採決を行います。本案は原案のとおり承認することに賛成の方は、ご起立をお願いします。

[起立多数]

○議長（西岡利昌） 起立多数と認めます。ご着席ください。よって、承認第1号専決処分第2号の承認については、原案のとおり承認されました。

~~~~~

## 日程第9 承認第2号 専決処分第3号の承認について

### （砥部町国民健康保険税条例の一部改正）

#### （報告、質疑、討論、採決）

○議長（西岡利昌） 日程第9承認第2号専決処分第3号の承認についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。門田戸籍税務課長。

○戸籍税務課長（門田伸介） それでは、承認第2号専決処分第3号の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。平成26年6月13日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは2ページの専決処分書をご覧ください。専決処分第3号、専決処分書でございますが、平成26年3月31日付で、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、砥部町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行ったものでございます。今回の改正内容につきましては、国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る保険税軽減の拡充についてでございます。別

添の資料により説明させていただきます。それでは承認第2号資料1の新旧対照表1ページをご覧ください。第2条、課税額につきまして、第3項で後期高齢者支援金等課税額の限度額を14万円から16万円に、それから第4項で介護納付金課税額の限度額を12万円から14万円に改正されたことに伴い、規定の整理を行ったものでございます。次に1ページから2ページにかけて、第18条、既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収について、第1項中の第24条の37第1項を第24条の36へ改める改正につきましては、地方税法施行令規則の条のずれの整備を行ったものでございます。続きまして第23条国民健康保険税の減額につきましては、第2条同様に後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の限度額改正に伴い、それぞれ14万円を16万円に、12万円を14万円に改める規定の整理を行ったものでございます。次に同条第2号については、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者数の数に世帯主を含めることとなったことにより、現行規定中の当該納税義務者を除く、を削除し、同条第3号では、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額が改正されたことに伴い、現行の35万円を45万円に改める規定の整理を行ったものでございます。今回これらの改正内容につきましてまとめました資料、承認第2号資料2をご覧ください。まず、国民健康保険税の税額限度額の見直しにつきましては、資料の右上の赤い点線で囲ってある中の①課税限度額を引き上げる、をご覧ください。課税限度額につきましては、基礎課税額、これは医療給付費分でございますけれども、これにつきましては現行の51万円は変更ございませんが、後期高齢者支援金等課税額については、現行の14万円が16万円に、それから介護納付金課税額については、現行の12万円から14万円にそれぞれ引き上げられました。それから低所得者に係る国民健康保険税軽減の拡充につきましては、資料の右下の見にくいんですけども緑の点線で囲ってある中の②5割軽減、2割軽減の基準額を見直す、をご覧ください。国民健康保険税の軽減措置につきましては、国民健康保険加入者及び擬制世帯主の前年の総所得金額等の合計額が一定以下の場合、均等割、それから平等割について7割、5割、2割の軽減となります。これらの軽減判定所得の算定について、7割軽減の対象となる世帯につきましては、基礎控除額の33万円は変更ございません。5割軽減の対象となる世帯につきましては、軽減判定所得の算定における被保険者の数に世帯主を含めることとし、2割軽減の対象となる世帯につきましては、軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額が35万円から45万円に引き上げられました。これらの改正により、5割軽減、2割軽減の対象者が拡大することとなりました。専決処分書にお戻りください。2ページをお開きください。附則でございますが、附則第1条では施行期日について、この条例は平成26年4月1日から施行する。附則第2条では、適用区分について改正後の砥部町国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることとしております。以上で説明を終わらせていただきます。ご承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（西岡利昌） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。あ

りませんか。

[質疑なし]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

承認第2号の採決を行います。本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（西岡利昌） 起立多数と認めます。ご着席ください。よって、承認第2号専決処分第3号の承認については、原案のとおり承認されました。

~~~~~

### 日程第10 議案第33号 砥部町の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

(説明、質疑、討論、採決)

○議長（西岡利昌） 日程第10 議案第33号砥部町の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。松下総務課長。

○総務課長（松下行吉） 議案第33号砥部町の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について。砥部町の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成26年6月13日提出、砥部町長佐川秀紀。内容でございますけれども、第10条の2第2号中、第5条第12項を第11項に改めるというものでございます。この砥部町の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例でございますが、非常勤職員の方や臨時職員の方の公務災害の認定でありますとか、補償内容を規定しておるものでございまして、従来からある条例でございますけれども、今回の改正につきましては、その条例の内容を変えるものではございません。条例中で参照しております障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障害者総合支援法でございますが、この中で障害者支援施設というのを定めておりますけれども、この法律の方で、その障害者支援施設の定めておる項が1つ、改正によりずれました。そのため、整合を取るために条例を改正するものでございます。具体的には、資料の方をご覧いただきたいんですけれども、新旧対照表でございますけれども、赤い字で書かれておりますけれども、(2)のところでございます。改正前が第5条第12項と書かれておりますけれども、改正案として第12項を、第5条第11項に改めておるというものでございます。議案の方にお戻りいただいたらと思います。附則でございますが、この条例は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用するものでございます。以上ご審議のほどご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（西岡利昌） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

議案第 33 号の採決を行いません。本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

[起立多数]

○議長（西岡利昌） 起立多数と認めます。ご着席ください。よって、議案第 33 号砥部町の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 11 議案第 34 号 平成 26 年度砥部町一般会計補正予算（第 1 号）

日程第 12 議案第 35 号 平成 26 年度砥部町水道事業会計補正予算（第 1 号）

（報告、質疑、討論、採決）

○議長（西岡利昌） 日程第 11 議案第 34 号平成 26 年度砥部町一般会計補正予算第 1 号及び日程第 12 議案第 35 号平成 26 年度砥部町水道事業会計補正予算第 1 号を一括議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。大江企画財政課長。

○企画財政課長（大江章吾） それでは、今回上程いたします一般会計補正予算の全体的なところにつきまして、私の方からご説明を申し上げます。平成 26 年度砥部町一般会計補正予算第 1 号の 1 ページをお開きくださいませ。今回の補正につきましては、歳入歳出予算補正のほか、債務負担行為補正、地方債補正を計上しております。議案第 34 号平成 26 年度砥部町一般会計補正予算第 1 号、平成 26 年度砥部町の一般会計補正予算第 1 号は、次に定めるところによる。第 1 条、歳入歳出予算補正、既定の歳入歳出予算補正、失礼しました。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 788 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 75 億 1,196 万 1 千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正による。第 2 条、債務負担行為補正、債務負担行為の追加は、第 2 表、債務負担行為補正による。第 3 条、町債の変更は、第 3 表、町債補正による。平成 26 年 6 月 13 日提出、砥部町長佐川秀紀。まず、歳出でございます。3 ページをご覧ください。主な補正の内容でございます。まず、2 款総務費につきましては、宮城県山元町に派遣している職員の帰庁と帰任の旅費、臨時職員の雇用賃金など増額しております。それに対し、番号制度の導入に伴うシステム改修経費の見直しに伴う減額によりまして、全体といたしまして 2 万 4 千円減額となっております。3 款民生費につきましては、法改正に伴う障害者自立支援システムの改修委託料、麻生小学校放課後児童クラブ設置工事など、3,181 万 1 千円の増額でございます。4 款衛生費につきましては、上水道第 8 次拡張事業に対する出資金が 320 万円の増額でございます。6 款

農林水産業費につきましては、愛媛県試第 28 号のブランド化の推進のための簡易ハウス、無加温ハウスの整備補助金、青年就農交付金、土地改良事業補助金など、3,229 万 1 千円の増額。7 款商工費につきましては、消費者相談会に招聘する司法書士の報酬単価の改定により、2 万 8 千円の増額。8 款土木費につきましては、町道 6 線の道路新設改良費などで 3,833 万 4 千円の増額。9 款消防費につきましては、戎区に交付する自主防災組織育成交付金など、52 万 6 千円の増額。10 款教育費につきましては、学校支援員の追加配置などで 172 万 2 千円の増額。合計 1 億 788 万 8 千円でございます。この財源でございますが、9 ページの財源内訳をご覧ください。国県支出金 2,369 万円、地方債 320 万円、その他諸収入でございますが、827 万 9 千円、差引一般財源が 7,271 万 9 千円となっております。次に債務負担行為でございます。4 ページをご覧ください。番号制度導入に伴う業務系システム改修に対する債務負担といたしまして、589 万 7 千円を 27 年度に設定するものでございます。これは当初予算で、26 年度で予定しておりましたが、スケジュール等の見直しによりまして、26 年度から 27 年度にかけて行うこととしたものでございます。そのため、26 年度予算を減額し、27 年度に債務負担をするものでございます。次に地方債補正でございます。5 ページをご覧ください。補正前の限度額 5,070 万円を 320 万円増額し、5,390 万円とするものでございます。これは歳出の衛生費で説明いたしました上水道第 8 次拡張事業に対する一般会計出資金の増額 320 万円の財源でございます。出資金の増額に伴い起債を増額するものでございます。以上、簡単ではございますが、一般会計補正予算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（西岡利昌） 柿本生活環境課長。

○生活環境課長（柿本正） 引き続きまして、議案第 35 号平成 26 年度砥部町水道事業会計補正予算第 1 号についてご説明いたします。第 1 条、平成 26 年度砥部町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。第 2 条、平成 26 年度砥部町水道事業会計の予算第 4 条本文括弧書中、不足する額 1 億 1,900 万 2 千円を不足する額 1 億 2,140 万 2 千円に、過年度分損益勘定留保資金 1 億 716 万 9 千円を過年度分損益勘定留保資金 1 億 956 万 9 千円に改め、資金的収入及び資金的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。まず収入ですが、1 款 1 項起業債を 330 万円増額し、7,450 万円に、2 項補助金を 650 万円減額し、700 万円に、6 項他会計出資金を 320 万円増額し 5,395 万円に財源を組み替えるものでございます。国庫補助金の減額要因でございますが、第 4 水源地建設工事に伴います設計金額が確定したことにより、補助対象額が判明したことによるものでございます。次に支出でございますが、1 款 1 項建設改良費で 240 万円の補正をお願いし、支出合計を 2 億 9,800 万 2 千円とするものでございます。この内訳でございますが、県が管理する伊予川内線の重光区内の歩道拡幅工事に伴い、水道本管が支障となることから、移転を県から求められており、その設計委託料をお願いするものでございます。今回の委託料とその後の施設工事費は県の補償対象となっているものでございます。次に第 3 条、予算第 5 条を次のとおり改めるものでございます。起債の目的、限度額はそれぞれ表記のとおり改め、起債の方法、利率、償還の方

法については、当初と同様でございます。平成26年6月13日提出、砥部町長佐川秀紀。以上で議案第35条の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（西岡利昌） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第34号及び議案第35号については、所管の常任委員会に付託することにしたと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。よって議案第34号及び議案第35号については、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

本日、各常任委員会に付託しました議案の審査報告については、6月20日の本会議でお願いいたします。

以上で、本日の議事日程は、すべて終了しました。本日は、これで散会します。

午前11時22分 散会

平成 26 年第 2 回砥部町議会定例会（第 3 日） 会議録

|                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                     |                                                                                                                                                |
|----------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 招集年月日                                                                | 平成 26 年 6 月 20 日                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                     |                                                                                                                                                |
| 招 集 場 所                                                              | 砥部町議会議事堂                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                     |                                                                                                                                                |
| 開 会                                                                  | 平成 26 年 6 月 20 日 午前 9 時 30 分 議長宣告                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                     |                                                                                                                                                |
| 出席議員                                                                 | 1 番 小西昌博            2 番 古川孝之            3 番 菊池伸二<br>4 番 松崎浩司            5 番 佐々木隆雄          6 番 森永茂男<br>7 番 西岡利昌            8 番 大平弘子            9 番 政岡洋三郎<br>10 番 山口元之           11 番 西村良彰           12 番 井上洋一<br>13 番 土居英昭           14 番 中島博志           15 番 平岡文男<br>16 番 三谷喜好 |                                                                     |                                                                                                                                                |
| 欠席議員                                                                 | なし                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                     |                                                                                                                                                |
| 地方自治法<br>第 121 条<br>第 1 項の<br>規定により<br>説明のため<br>会議に出席<br>した者の職<br>氏名 | 町 長<br>教育長<br>広田支所長<br>戸籍税務課長<br>介護福祉課長<br>生活環境課長<br>建設課長<br>学校教育課長                                                                                                                                                                                                             | 佐川 秀紀<br>武智 省三<br>佐伯 修二<br>門田 伸介<br>重松 邦和<br>柿本 正<br>白形 敏明<br>坪内 孝志 | 副町長<br>総務課長<br>企画財政課長<br>会計管理者<br>保険健康課長<br>産業振興課長<br>国体推進課長<br>社会教育課長<br>上田 文雄<br>松下 行吉<br>大江 章吾<br>大野 哲郎<br>相原 清志<br>萬代 喜正<br>西松 伸一<br>前田 正則 |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名                                                   | 議会事務局長 丸本 正和<br>庶務係長 中山 晃志                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                     |                                                                                                                                                |
| 傍聴者                                                                  | 3 人                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                     |                                                                                                                                                |



平成 26 年第 2 回砥部町議会定例会議事日程 第 3 日

・開 議

追加日程第 1 議案の訂正について

(議案第 35 号 平成 26 年度砥部町水道事業会計補正予算 (第 1 号))

日程第 1 議案第 34 号 平成 26 年度砥部町一般会計補正予算 (第 1 号)

日程第 2 議案第 35 号 平成 26 年度砥部町水道事業会計補正予算 (第 1 号)

日程第 3 平成 25 年請願第 1 号 「核兵器全面禁止・廃絶国際条約の締結を求める  
意見書」採択についての請願

日程第 4 請願第 1 号 国にたいして、100 パーセント安全が保証されないかぎり、  
伊方原発を再稼働しないよう求める決議をすること

日程第 5 請願第 2 号 「特定秘密保護法の廃止を求める意見書」の提出を求める請願

日程第 6 請願第 3 号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の  
採択を求める請願

日程第 7 請願第 4 号 住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の  
充実を求める請願書

日程第 8 請願第 5 号 TPP 交渉に関する請願書

日程第 9 農業委員会委員の推薦について

日程第 10 議員派遣について

追加日程第 2 発議第 4 号 TPP 交渉に関する意見書提出について

追加日程第 3 特別委員会の設置及び委員の選任について

・閉 会

平成 26 年第 2 回砥部町議会定例会  
平成 26 年 6 月 20 日（金）  
午前 9 時 30 分開議

○議長（西岡利昌） ただいまから、本日の会議を開きます。

ここでしばらく休憩をします。休憩時間を利用して、全員協議会を開催したいと思いますので、よろしくお願いします。

午前 9 時 31 分 休憩

午前 9 時 44 分 再開

○議長（西岡利昌） 再開します。6 月 13 日の本会議で佐川町長から提出された議案第 35 号平成 26 年度砥部町水道事業会計補正予算第 1 号について、訂正の申し出があります。議案の訂正についてを日程に追加し、追加日程第 1 とし、日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。議案の訂正についてを日程に追加し、追加日程第 1 とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。



追加日程第 1 議案の訂正について

（議案第 35 号 平成 26 年度砥部町水道事業会計補正予算（第 1 号））

○議長（西岡利昌） 追加日程第 1 議案の訂正についてを議題とします。本件について説明を求めます。柿本生活環境課長。

○生活環境課長（柿本正） 平成 26 年第 2 回砥部町議会定例会に提出いたしました議案第 35 号平成 26 年度砥部町水道事業会計補正予算第 1 号を、別紙のとおり訂正したいので、砥部町議会会議規則第 20 条の規定により、許可を求めるものでございます。平成 26 年 6 月 20 日、砥部町議会議長西岡利昌様。砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、提案書作成にあたり、浄書誤りのため字句に齟齬が生じたものでございます。訂正の内容につきましては、議案第 35 号の 1 ページと、議案の訂正資料の正誤表をご覧ください。第 2 条の収入の科目で第 1 款水道資本的収入とすべきところを、上水道資本的収入と記載していました。また、支出の科目で第 1 款水道資本的支出とすべきところを、上水道資本的支出と記載していました。議会並びに議員の皆様方に、大変ご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。よろしくご審議の上、ご許可賜りますよう、お願いいたします。

○議長（西岡利昌） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。本件は説明のとおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。よって、議案の訂正については、許可することに決定しました。

~~~~~

日程第1 議案第34号 平成26年度砥部町一般会計補正予算（第1号）

日程第2 議案第35号 平成26年度砥部町水道事業会計補正予算（第1号）

（所管常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（西岡利昌） 日程第1議案第34号平成26年度砥部町一般会計補正予算第1号及び日程第2議案第35号平成26年度砥部町水道事業会計補正予算第1号を一括議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。政岡産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（政岡洋三郎） 産業建設常任委員会に付託されました、補正予算2件について、審査の結果をご報告申し上げます。はじめに、議案第34号平成26年度砥部町一般会計補正予算第1号のうち、当委員会に所管する項目の主なものは、衛生費の上水道費関係では、上水道第8次拡張事業に対する水道事業会計への出資金を320万円増額しています。農業費では、人・農地プランの変更内容を審査検討するため、委員報酬5人分、3万5千円を増額、農地集積、耕作放棄地の発生防止・解消の抜本的な強化のため、農地中間管理機構の業務の一部を受託実施する経費22万3千円を増額、果樹戦略品種等供給力強化事業として、愛媛果試第28号のブランド化を推進するため、簡易ハウス21戸、無加温ハウス4戸の整備に対する補助金2,232万9千円を増額、新規就農者の生産活動を支援するために、JAえひめ中央が実施する農業用機械等の導入に対する補助金120万4千円を増額、新たに就農した青年就農者2人に対し、1人当たり150万円を給付するため、青年就農者給付金300万円を増額、松山南部農道の県からの移管に伴う開通式やトンネル内の維持管理などの費用92万8千円を増額、岩谷区の農道中谷線舗装新設工事など6件の事業に対する町単独土地改良事業補助金375万5千円を増額しています。また、農地・水保全管理支払交付金が多面的機能支払交付金へ制度移行されることに伴い、予算の組替などを行っています。林業費では、有害鳥獣対策として、イノシシ捕獲用の箱わな2台の購入費18万4千円、電気柵10基と金網柵設置に対する補助金58万1千円を増額しています。土木管理費では、県土木工事標準積算基準の改正に伴い、公共土木積算システムの改修委託料16万2千円を増額、道路橋梁費では、道路新設改良費として、町道客大谷線道路改良工事費2,480万円など6事業合わせて3,756万4千円を増額、住宅費では、町営住宅川下団地のテレビ組合脱退に伴い、アンテナ設置工事費60万8千円を増額しています。次に、議案第35号平成26年度砥部町水道事業会計補正予算第1号については、審査の冒頭で、本年度から上水道と簡易水道の経営統合により、水道事業一体として取り扱っており、議案書の第2条中の収入第1款の科目を水道資本

的収入と表記、また、支出第1款の科目を水道資本的支出と表記すべきところが、上水道資本的支出となっていることなど、誤りのある部分の訂正について説明がありました。協議の結果、本案の正式な訂正については、本定例会最終日の本会議で審議がなされることを前提に、本委員会で審査することに異議なく、審査を行いました。議案第35号は、資本的支出で、愛媛県が実施する主要地方道伊予川内線歩道拡張工事に伴い、配水管移設工事調査設計委託料240万円を追加し、この財源は、過年度分損益勘定留保資金で補てんすることとしています。また、資本的収入で第8次拡張事業の詳細設計の完了に伴い、当該事業に係る国庫補助金を650万円減額し、企業債を330万円増額、他会計出資金を320万円増額する財源組替を行っています。いずれも適正な補正と認められ、よって、議案第34号、第35号の2議案については、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（西岡利昌） 大平総務常任委員長。

○総務常任委員長（大平弘子） 総務常任委員会に付託されました、補正予算について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第34号平成26年度砥部町一般会計補正予算第1号のうち、当委員会に所管する項目の主なものは、総務費で、臨時職員1名分の賃金150万4千円を増額、東日本大震災被災地、宮城県山元町への職員派遣に伴う旅費を71万6千円増額、合併10周年記念として、ふる里盆踊り大会in砥部の餅まき景品代10万円を増額、財政状況や公共施設の更新問題などについて理解を深めてもらうために実施するバランスシート探検隊関係経費23万1千円を増額しています。番号制度導入に伴う業務系システム改修については、スケジュールと費用の見直しを行い、委託料を407万9千円増額しています。また、とべ温泉を庁内ランに組み込むための接続設定委託料37万8千円を増額、地域公共交通会議のオブザーバー2名分の報償金3万円、町内の公園等に設置されている危険遊具の撤去工事費109万6千円を増額しています。商工費では、消費者相談会への司法書士派遣に係る報償金を2万8千円増額しています。消防費では、消防団第3分団の県消防操法大会出場に伴う訓練会場使用料22万6千円、戎区自主防災組織設立に伴う育成交付金30万円を増額しています。歳入については、1億788万8千円の増額で、主なものは、地方交付税4,271万9千円、繰越金3,000万円、国県支出金2,369万円、東日本大震災被災地への職員派遣負担金などの諸収入795万8千円、町債320万円、放課後児童クラブ保護者負担金32万1千円を増額しています。また、債務負担行為補正では、番号制度導入に伴う業務系システム改修に対する27年度の債務負担行為589万7千円を追加設定しています。地方債補正では、上水道第8次拡張事業に充当するため、一般会計出資債の限度額を320万円増額し、5,390万円とする変更がなされています。質疑において、番号制度に関する事務は、法定受託事務であり、市町村は拒むことはできないこととなっており、また、システム改修については、27年10月までに完了し、28年1月から稼働する予定である旨の説明がありました。また、自主防災組織の組織率は99%であり、引き続き防災士の養成に力を入れていく旨の説明がありました。以上、補正内容は適正と認められ、よって議案第34号は原案のとおり可決すべきものと決定

しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。訂正を1か所いたします。番号制度導入に伴う業務系システム改修については、スケジュールと費用の見直しを行い、委託料を407万9千円減額をしています。ここを増額として言いましたので、減額でありますので、改正をいたします。訂正いたします。

○議長（西岡利昌） 佐々木厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（佐々木隆雄） 厚生文教常任委員会に付託されました、補正予算について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第34号平成26年度砥部町一般会計補正予算第1号のうち当委員会に所管する主な項目は、民生費、社会福祉費関係で、障害者総合支援法により、重度訪問介護の対象者の拡大やケアホームのグループホームへの一元化などが実施されることに伴う障害者自立支援システム改修委託料207万4千円を増額、身体障害者が普通運転免許を取得する際の費用を助成するため地域生活支援事業費10万円を増額しています。児童福祉費関係では、麻生小学校放課後児童クラブの利用者増により、小学校敷地内に新たに専用施設を設置するための関係経費2,790万1千円を増額、教員住宅の空き部屋を利用して、玉谷小学校放課後児童クラブを開設するための関係経費173万6千円を増額しています。なお、玉谷小学校では、1年生が2人、6年生がお1人、担当課の方ではできればもう夏休みからこれをスタートしたいというふうに考えております。教育費では、砥部小学校の学校生活支援員を1人追加配置するとともに、既に配置している支援員の配置時間を延長することなどに伴い、賃金を146万6千円増額、麻生小学校が国立教育政策研究所の教育課程研究指定校事業を実施するための経費22万円を増額しています。この指定校事業の研究課題は図画工作に関するもので、経費は全額委託金で賄っています。また、幼稚園の各種研修大会などへの参加経費を3万6千円増額しています。以上、補正内容は適正と認められ、よって、議案第34号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

討論、採決については1件ずつ行います。議案第34号平成26年度砥部町一般会計補正予算第1号について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

これから議案第34号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立を願います。

〔起立多数〕

○議長（西岡利昌） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第34号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第35号平成26年度砥部町水道事業会計補正予算第1号について、討論を行います。

討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

これから議案第 35 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立を願います。

[起立多数]

○議長（西岡利昌） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第 35 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 3 平成 25 年請願第 1 号 「核兵器全面禁止・廃絶国際条約の締結を求める  
意見書」採択についての請願  
(総務常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（西岡利昌） 日程第 3 平成 25 年度請願第 1 号核兵器全面禁止・廃絶国際条約の、すみませんちょっと訂正します。平成 25 年度と言いましたのは、20 年請願第 1 号でございます。25 年請願第 1 号でございます。核兵器全面禁止・廃絶国際条約の締結を求める意見書採決についての請願についてを議題とします。採択についての請願についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。大平総務常任委員長。

○総務常任委員長（大平弘子） 総務常任委員会に付託され、継続審査となっていました、平成 25 年請願第 1 号核兵器全面禁止・廃絶国際条約の締結を求める意見書採択についての請願について、審査の結果をご報告申し上げます。請願事項は、政府は全ての国の核兵器の使用、実験、研究、開発、生産、配備、貯蔵の一切を禁止する核兵器全面禁止、廃絶国際条約が締結されるように努めることを求める意見書を、政府並びに関係機関へ提出することですが、採決の結果、平成 25 年請願第 1 号は不採択とすることに決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。ございませんか。

[質疑なし]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論あり]

○議長（西岡利昌） まず、委員長の報告に反対の発言を許します。5 番佐々木隆雄君。

○5 番（佐々木隆雄） 私は、反対の討論を行いたいと思います。この請願の提出は、昨年 5 月の 23 日、6 月議会で最初提出いたしました。この間ずっと継続審査ということでありましたが、皆さんもご記憶があるかと思いますが、昨年の 10 月 21 日、日本やニュージーランドなど 125 か国が核兵器の非人道性とその不使用を訴える声明を国連総会第 1 委員会、

これは中身は軍縮ということなのですが、そこで発表いたしました。声明はいかなる状況下でも核兵器が二度と使われないことが人類生存に結び付くと明記しています。同種の声明は過去3回出されましたが、参加国数は今回が最多で、日本は初めての参加でした。これまで賛同を拒んできた日本政府がこの声明に名を連ねたことは、広島、長崎の悲劇を体験した国の政府として遅すぎたとはいえ、当然のことです。そして、声明に名を連ねた以上、日本政府は核兵器のない世界に向けて、積極的な行動を実際に行うことが求められると思います。被爆国の政府にふさわしく、国際社会が求めている核兵器禁止条項の国際交渉の開始を支持し、この流れの先頭に立つべきではないでしょうか。こういった視点から、私は不採択に反対をいたします。

○議長（西岡利昌） 次に委員長の報告に賛成者の発言者を許します。3番菊池伸二君。

○3番（菊池伸二） 総務副委員長の菊池でございます。ただいまの報告なんですけれども、私も委員長の報告に賛成いたします。理由としては、この中の文言のように、全ての国というのを私はどうかと。たとえば、この中でも友好国からまず打ち解けて説明するのがいいんじゃないかと、ここで国のことを論ずるのはちょっと差し控えていただきますけど、やはり、すべての国というのにどうしても納得ができないと。また研究という文言が入ってるんですけれども、やはり今福島ので原発がこういう状態になっております。それもやはりこういう機会があった場合、例えば今は北朝鮮とかそういう核兵器に若干脅かされてるんじゃないかなと思いますし、万が一の時のことを考えて、やはりその核に対してのどういうふうにするかは、例えば中和ができるかという研究は必要じゃないかと思っております。全面的にすべてのものを廃棄する、ということに関しては、疑問がありますので、よって、私は委員長の報告に賛成しております。以上です。

○議長（西岡利昌） 他に討論はありませんか。これで討論を終わります。

これから、平成25年請願第1号の採決を行います。平成25年請願第1号に対する委員長の報告は、不採択です。平成25年請願第1号を採択することに賛成の方は、ご起立願います。

[起立少数]

○議長（西岡利昌） 起立少数です。ご着席ください。よって、平成25年請願第1号は、不採択とすることに決定しました。

~~~~~

日程第4 請願第1号 国にたいして、100パーセント安全が保証されないかぎり、伊方原発を再稼働しないよう求める決議をすること  
(総務常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（西岡利昌） 日程第4請願第1号国にたいして、100パーセント安全が保証されないかぎり、伊方原発を再稼働しないよう求める決議をすることについてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。大平総務常任委員長。

○総務常任委員長（大平弘子） 総務常任委員会に付託され、継続審査となっていました、

請願第1号「国にたいして、100パーセント安全が保証されないかぎり、伊方原発を再稼働しないよう求める決議をすること」について、審査の結果をご報告申し上げます。請願事項は、100パーセント安全が保証されないかぎり、伊方原発を再稼働しないよう求める意見書を国へ提出することですが、協議において、再稼働には反対であるとの意見、100パーセントはあり得ないとの意見などがあり、採決の結果、請願第1号は不採択とすることに決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論あり〕

○議長（西岡利昌） まず委員長の報告に反対の発言を許します。5番佐々木隆雄君。

○5番（佐々木隆雄） 委員会審査、私も傍聴もさせていただきました。委員長報告にありましたように100%はありえないというふうなご意見も何人の方からもされておりました。ただ、私は中身そのものをより重視していただきたいなというふうに、傍聴をしながら感じておりました。ご存知かと思いますが、5月21日に福井県大飯原発の運転をしてはならない、再開をしてはならないということですが、という福井地裁の判決が出されました。判決は冒頭で、ひとたび深刻な事故起これば、多くの人の生命、身体やその生活基盤に重大な被害を及ぼす事業に関わる組織には、その被害の大きさ、程度に応じた安全性と高度の信頼性が求められてしかるべきである、と指摘しておりました。愛媛新聞の報道ですが、判決が原発の危険性と経済の重要性を天秤にかけ、二者択一的に選択を迫る思考様式を真っ向から排除した点に注目し、憲法で保障された人格権、生存権を至上の価値として掲げたと、ノンフィクション作家、柳田邦男氏が言うように、何よりも人格権が侵害される恐れがあるときは、その侵害行為の差し止めを請求できると断言したのは、大飯原発の運転に限らず、すべての原発に当てはまるのではないのでしょうか。非常に重いものではないのでしょうか。そういうことを考えてみますと、私は伊方原発の再稼働をしないように求める、この請願の内容を不採択にすることに反対をするものであります。

○議長（西岡利昌） 次に委員長の報告に賛成者の発言者を許します。3番菊池伸二君。

○3番（菊池伸二） 副委員長の菊池でございます。委員会でのやはり審議の問題としては、先ほども言われましたように、100%という問題が、やはり皆様の委員の中でありえないだろうということと、これは個人的な見解なんですけれども、この100%は何をもって100%とするのかという数字が必要だと私は思っています。たとえば新規制基準適合審査と、これを受けると。それによって適合した場合はもちろん国がすることですから、もちろん私としては賛成すべきなんですけれども、その基準が、基準に100%達しないと反対というんなら、分かります。でも、この間の委員会のように、どうしてもこの100%という数字的なことがどうしても引っかかってますし、副委員長としては、委員長の報告どおり賛成といたしますので、



よろしくお願いいたします。

○議長（西岡利昌）他に討論はありませんか。これで討論を終わります。

これから、請願第1号の採決を行います。請願第1号に対する委員長の報告は、不採択です。請願第1号を採択することに賛成の方はご起立願います。

[起立少数]

○議長（西岡利昌）起立少数です。ご着席ください。よって、請願第1号は、不採択とすることに決定しました。

~~~~~

日程第5 請願第2号 「特定秘密保護法の廃止を求める意見書」の提出を求める請願  
(総務常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（西岡利昌）日程第5請願第2号特定秘密保護法の廃止を求める意見書の提出を求める請願についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。大平総務常任委員長。

○総務常任委員長（大平弘子）総務常任委員会に付託され、継続審査となっていました請願第2号特定秘密保護法の廃止を求める意見書の提出を求める請願について、審査の結果をご報告申し上げます。請願事項は、特定秘密保護法を廃止するよう求める意見書を、国及び政府へ提出することですが、採決の結果、請願第2号は不採択とすることに決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（西岡利昌）報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（西岡利昌）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論あり]

○議長（西岡利昌）まず委員長の報告に反対の発言を許します。5番佐々木隆雄君。

○5番（佐々木隆雄）私は先ほどの総務委員長の不採択に対して、反対の立場での討論を行います。秘密保護法は請願の要旨にも4つの問題点があるというふうな指摘をしております。日本共産党の調べでは、法が成立後も今年の3月議会までで全国で127議会が廃止ないし凍結を求める意見書を採択しています。これは民主主義が脅かされる、覆されるというふうなことへの懸念が依然として強いことを示してるんじゃないでしょうか。しかし、今この秘密保護法を前提とした秘密の運用をチェックするための監視機関、これは通称秘密会というふうなものなんですが、これが衆参両院に設置する秘密会設置法がつい最近、6月13日に成立しました。その内容は、政府の特定秘密を監視するとしていますが、もともと何を特定秘密にするのかが秘密であり、国会に提出するかどうかは政府の判断次第です。また、この会の中で情報監査審査会という審査の会があるんですが、この会は秘密会です。委員はメモさえ取れません。会議録も許可なく閲覧はできません。つまり、会議録は、ほとんど永久的

に国民には公表されない、そのようなことになってまいります。秘密の会議を受けた議員、これは国会ですが、国会議員は、その内容を国会に外で漏らせば刑罰に処され、国会質問で取り上げたら懲罰の対象となり、除名処分まで受けかねない、そのような危険なものです。まさに国会に口封じをさせる仕組みであり、憲法が保障する議員の発言、質問の自由を奪う、そういうことは明らかではないのでしょうか。国会は、主権者国民を代表する唯一の立法機関であり、国権の最高機関です。秘密保護法を前提にして、政府、行政の行為を国会の上においたのでは、国会はその憲法上の役割を果たすことはできません。議会が議会でなくなってしまう。このように秘密保護法は、すでに国会の政府の秘密保全体制に組み込み始めています。この方を廃止しなければ、ますます民主主義は破壊されていきます。そのような視点から、私はこの請願の不採択に反対をするものです。

○議長（西岡利昌） 次に委員長の報告に賛成者の発言者を許します。3番菊池伸二君。

○3番（菊池伸二） 副委員長の菊池でございます。先ほどの委員長の報告に賛成ということで、述べさせていただきます。確かに特定秘密保護ということで、かなり町民の方も何か秘密を知ったら大変なことになると、というようなことが流れているのは事実です。実際に調べたところ、これはあくまでも国会の中で審議され、今回の有識者会議、さきほども佐々木議員から言われたんですけれども、その中で国会の内、又は国会の外でもその秘密の問題によって調査されるということで、それは国会議員からも聞いてますし、その件は心配する必要はないということでありまして、平成25年12月6日にこれが成立されております。また、12月13日に公布され、1年後、26年12月には施行されるということになっております。また、この秘密保護法に関しては、内閣調査室、その方々の職員に関する秘密保護であって、我々、例えば皆さん心配する町民がそういう言葉を知ったらどうしようとかいう問題はないということで、私もそれは安心しております。ということで、今でも、現在でも砥部町の中の職員さんでも、やはり秘密、プライバシーは当然口外してはならないということがありますし、こういうまた知ってもいいことと、知らずにいけばいいということではないんですけれども、例えば今回のテロ事件に関しても、そういうことを全ての国民に、全て話すべきかなということで、私は、ちょっとそこらへんが疑問に思ってますので、大平委員長の報告に賛成するものでございます。以上です。

○議長（西岡利昌） 他に討論はありませんか。これで討論を終わります。

これから、請願第2号の採決を行います。請願第2号に対する委員長の報告は、不採択です。請願第2号を採択することに賛成の方は、ご起立を願います。

[起立少数]

○議長（西岡利昌） 起立少数です。ご着席ください。よって、請願第2号は、不採択とすることに決定しました。

日程第6 請願第3号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願

(総務常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(西岡利昌) 日程第6請願第3号最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める請願についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。大平総務常任委員長。

○総務常任委員長(大平弘子) 総務常任委員会に付託され継続審査となっていました、請願第3号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願について、審査の結果をご報告申し上げます。請願事項は、政府はワーキング・プアをなくすため、最低賃金の大幅引き上げを行うこと、政府は全国一律最低賃金制度の確立等、地域間格差を縮小させるための施策を進めること、政府は中小企業への支援策を拡充すること。中小企業負担を軽減するための直接支援として、中小企業とそこで働く労働者の社会保険料負担の引き下げを実現すること、政府は中小企業に対する代金の買い叩きや支払い延滞等をなくすため、中小企業憲章をふまえて、中小企業基本法、下請二法、独占禁止法を改正すること、公共事業に従事する下請け企業に適正な単価を、現場の労働者に適正な報酬を確保するため、公契約法の制定を行うこと、政府は雇用の創出と安定に資する政策を実現することを求める意見書を国へ提出することですが、協議において、市場原理で決めるべきであるとの意見、最低賃金の引き上げはよいことであるが、現実的には難しいとの意見などがあり、採決の結果、請願第3号は不採択とすることに決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長(西岡利昌) 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長(西岡利昌) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長(西岡利昌) 討論なしと認めます。

これから、請願第3号の採決を行います。請願第3号に対する委員長の報告は、不採択です。請願第3号を採択することに賛成の方は、ご起立願います。

[起立少数]

○議長(西岡利昌) 起立少数です。ご着席ください。よって、請願第3号は、不採択とすることに決定しました。

日程第7 請願第4号 住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める請願書

(総務常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(西岡利昌) 日程第7請願第4号住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める請願書についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。大平総務常任委員長。

○総務常任委員長(大平弘子) 総務常任委員会に付託され、継続審査となっていました、請願第4号住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める請願書について、審査の結果をご報告申し上げます。請願事項は、憲法第25条の完全保障を実現するため、国と地方の共同を強めるとともに、公務公共サービスの体制・機能の充実をはかること及び防災対策など住民の安全、安心を確保するために必要な、国の出先機関や独立行政法人の体制・機能の充実をはかることを求める意見書を、国へ提出することですが、協議において、部分的には賛同したいところもあるが、総合的には不採択が妥当との意見などがあり、採決の結果、請願第4号は不採択とすることに決定しましたので、ここにご報告申し上げます、委員長報告を終わります。

議長(西岡利昌) 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長(西岡利昌) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長(西岡利昌) 討論なしと認めます。

これから、請願第4号の採決を行います。請願第4号に対する委員長の報告は、不採択です。請願第4号を採択することに賛成の方は、ご起立願います。

[起立少数]

○議長(西岡利昌) 起立少数です。ご着席ください。よって、請願第4号は、不採択とすることに決定しました。

~~~~~

日程第8 請願第5号 TPP交渉に関する請願書

(総務常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(西岡利昌) 日程第8請願第5号TPP交渉に関する請願書を議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。政岡産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長(政岡洋三郎) 産業建設常任委員会に付託され、継続審査となっていました、請願第5号TPP交渉に関する請願書について、審査の結果をご報告申し上げます。請願事項は、TPP交渉において、衆参農林水産委員会決議や自民党決議を必ず実現すること、TPP交渉に関する国民への情報開示を徹底すること及び地域農業や関連産業の振興に大きな役割を果たしている地域特産物であるかんきつについて、今後とも地域における生産が継続して行われていくよう十分念頭に置いたうえで、断固とした対応をとることを求

める意見書を、政府へ提出することですが、協議において、国民の不安を払拭するためには、十分な情報開示が必要であるなどの意見があり、採決の結果、請願第5号は採択すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

これから、請願第5号の採決を行います。請願第5号に対する委員長の報告は、採択です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[起立多数]

○議長（西岡利昌） 起立多数です。ご着席ください。よって、請願第5号は、委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

ここでしばらく休憩します。休憩時間を利用して、全員協議会を開催したいと思いますので、よろしく願います。

午前10時47分 休憩

午前11時47分 再開

~~~~~

#### 日程第9 農業委員会委員の推薦について

○議長（西岡利昌） 再開します。日程第9 農業委員会委員の推薦についてを議題とします。おはかりします。議会推薦の農業委員会委員は、本田富雄君、松尾利勝君。以上2人の方を推薦したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。したがって、議会推薦の農業委員会委員は、本田富雄君、松尾利勝君。以上2人の方を推薦することに決定しました。

~~~~~

#### 日程第10 議員派遣

○議長（西岡利昌） 日程第10 議員派遣についてを議題とします。おはかりします。7月31日にメルパルク松山で開催される平成26年度第1回愛媛県町議会議員研修会に、全議員を派遣することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。よって、平成26年度第1回愛媛県町議会議員

研修会については、全議員を派遣することに決定しました。

次に、8月26日に開催予定のこども議会に、全議員を派遣することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。よって、こども議会については、全議員を派遣することに決定しました。

次に、8月に開催予定の第7回議会報告会が地区開催となった場合は、西岡利昌君、西村良彰君、山口元之君、平岡文男君、佐々木隆雄君、大平弘子君、政岡洋三郎君、中島博志君、古川孝之君、菊池伸二君、松崎浩司君、森永茂男君、小西昌博君及び開催地区の地元議員を派遣することとし、団体を対象に開催することとなった場合は、全議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。よって、第7回議会報告会については、ただいま申し上げたとおり派遣することに決定しました。

おはかりします。ただいま、政岡産業建設常任委員長から、発議第4号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。よって、発議第4号を追加日程第2として議題とすることに決定しました。

~~~~~

## 追加日程第2 発議第4号 TPP交渉に関する意見書提出について (説明、質疑、討論、採決)

○議長（西岡利昌） 追加日程第2発議第4号TPP交渉に関する意見書提出についてを議題とします。本案について、趣旨説明を求めます。政岡産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（政岡洋三郎） 発議第4号TPP交渉に関する意見書提出について。上記の議案を、次のとおり砥部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。平成26年6月20日提出、砥部町議会議長西岡利昌様。砥部町議会産業建設常任委員長政岡洋三郎。提案の理由でございますが、TPP交渉は大詰めを迎えているが、いまだ交渉内容についての十分な情報は開示されないままである。TPPは、国民生活に直結する問題であることから、早急な情報開示を求めるとともに、地域の特産物であるかんきつについては、今後とも地域における生産が継続して行われていくよう断固とした対応をとることを国に対して求める意見書を提出するものであります。意見書につきましては、裏面のとおりでございまして、提出先が内閣総理大臣、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、財務大臣、内閣官房長官、TPP担当大臣。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（西岡利昌） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

これから発議第4号の採決を行います。発議第4号は原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[起立少数]

○議長（西岡利昌） 起立多数です。ご着席ください。よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

おはかりします。特別委員会の設置及び委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第3として、議題にしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。特別委員会の設置及び委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定しました。

~~~~~  
**追加日程第3 特別委員会の設置及び委員の選任について**  
**(説明、質疑、討論、採決)**

○議長（西岡利昌） 追加日程第3特別委員会の設置及び委員の選任についてを議題とします。おはかりします。砥部町学校給食センター改築事業については、16人の委員で構成する砥部町学校給食センター改築検討特別委員会を設置し、これに付託して調査検討するにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。よって、砥部町学校給食センター改築事業についての調査検討については、16人の委員で構成する砥部町学校給食センター改築検討特別委員会を設置し、これに付託して調査することに決定しました。

ただいま設置されました砥部町学校給食センター改築検討特別委員会委員については、委員会条例第8条第4項の規定により、16人全員の議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。よって、砥部町学校給食センター改築検討特別委員会の委員は、16人全員の議員を選任することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。休憩時間を利用して、砥部町学校給食センター改築検討特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行って下さい。

午前 11 時 55 分 休憩

午前 11 時 56 分 再開

○議長（西岡利昌） 再開します。砥部町学校給食センター改築検討特別委員会正副委員長の互選結果が議長の手元にまいりましたので、報告します。砥部町学校給食センター改築検討特別委員会委員長に土居英昭君が、副委員長に古川孝之君が互選されました。ご協力のほどよろしく申し上げます。

おはかりします。各委員長より、閉会中の継続調査の申し出がありましたので、次期定例会の会期日程等、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会に、常任委員会の所管事務等の調査事項については、所管の常任委員会に、特別委員会の調査事項については、特別委員会に、それぞれ付託し、閉会中の継続調査とすることにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の議事日程は、すべて終了しました。会議を閉じます。町長、あいさつをお願いします。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 閉会にあたり、一言お礼を申し上げます。議員の皆様にはご多忙の中、6月12日から本日までの9日間にわたり、終始熱心なご審議を賜り、全議案につきましてご議決くださいましたことに対し、心からお礼を申し上げます。ご議決いただきました補正予算の執行に当たりましては、高いコスト意識を持って大切に執行させていただきます。また、議案内容に訂正が生じたことにつきましては、お詫びを申し上げます。そして、議員の皆様から会期中に承りました様々なご指摘ご指導は、これからの町政運営に生かしてまいりますので、引き続きご指導ご鞭撻をお願い申し上げます。これから暑さも厳しさを増してまいります。議員の皆様には、お身体にご自愛のうえ、町政の進展、地域の発展により一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会のご挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（西岡利昌） 以上をもって、平成26年第2回砥部町議会定例会を閉会します。

閉会 午前 11 時 58 分



地方自治法第123条の規定により、会議の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

砥部町議会議長

議員

議員

# 資 料

発議第 4 号

TPP交渉に関する意見書提出について

上記の議案を、次のとおり砥部町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出します。

平成 26 年 6 月 20 日提出

砥部町議会議長 西岡 利昌 様

砥部町議会

産業建設常任委員長 政岡 洋三郎

提案理由

TPP交渉は大詰めを迎えているが、いまだ交渉内容についての十分な情報は開示されないままである。TPPは、国民生活に直結する問題であることから、早急な情報開示を求めるとともに、地域の特産物であるかんきつについては、今後とも地域における生産が継続して行われていくよう断固とした対応をとることを国に対して求める意見書を提出するものである。

## TPP交渉に関する意見書

TPP交渉は、昨年末までの妥結を目指して進められてきたが、12月にシンガポールで開催されたTPP閣僚会合では、市場アクセス、知的財産、環境、国有企業などの難航分野で各国の隔たりが埋まらず、年内妥結を断念し、引き続き協議を続けていくこととなった。

安倍総理をはじめ政府の主要閣僚及び与党幹部は、国会及び自民党による決議を守るとの交渉姿勢を堅持しており、両決議は実質的な政府方針となっている。今後とも国益をかけた極めて厳しい交渉が続くと予想されるが、政府はいかなる状況においても、現在の姿勢を断固として貫かなければならない。

他方、交渉が大詰めを迎えた今もなお、交渉内容についての十分な情報は開示されないままである。TPPは、農林水産業のみならず、食の安全、医療、保険、ISDなど、国民生活に直結する問題であることから、国民に対する情報開示は必要不可欠である。交渉を主導してきた米国でさえも、自らの議会から情報開示を求められており、わが国でも早急に十分な情報を開示すべきである。

### 記

- 1 TPP交渉において、衆参農林水産委員会決議や自民党決議を必ず実現すること。
- 2 TPP交渉に関する国民への情報開示を徹底すること。
- 3 地域農業や関連産業の振興に大きな役割を果たしている地域特産物であるかんきつについて、今後とも地域における生産が継続して行われていくよう十分念頭に置いたうえで、断固とした対応をとること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月20日

愛媛県砥部町議会

提出先 内閣総理大臣・外務大臣・農林水産大臣・経済産業大臣  
財務大臣・内閣官房長官・TPP担当大臣